

## 「電気事業法施行規則」等の一部改正に対する意見募集結果について

平成29年9月15日  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部

「電気事業法施行規則」等の一部改正に対する意見募集を行いました。お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

### 1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成29年7月28日（金）～平成29年8月26日（土）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

### 2. 意見募集結果

提出件数：533件

### 3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

### 4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

電力産業・市場室 TEL：03-3501-1511（代表番号）

# 「電気事業法施行規則」等の一部改正に対する御意見の概要と考え方

※御意見の全体像が把握できるよう、代表的な御意見を抽出し整理しております。なお、紙面の都合上、表現は一部簡素化しております。

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	福島第一原発事故の廃炉費用、賠償費用と通常原発の廃炉費用の一部を託送料金に上乗せして徴収することには反対します。なぜなら、最大の責任者である東京電力の経営者、株主、債権者(金融機関)が責任を取っていないからです。東電が責任を取らないまま国民に負担を押し付けるのはおかしいです。	福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。
2	この負担を託送料に上乗せすることは、発電、送配電、小売りを分立し、それぞれ自由、公平な競争を促進するという電力システムの改革の本来の目的に反しています。託送料金は送配電部門のコストだけに限るべきです。このように問題の多い改正は経済産業省令だけで決めるのではなく、国会できちんと議論すべきです。	託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。
3	今回の上乗せ分に「過去分負担金(3.8兆円)」が含まれていますが、「過去にさかのぼって積み立てておくべきだった費用」を今後将来にわたって国民に負担を押し付けるというのは、常識では理解できない理論です。	電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。
4	廃炉費用は原子力事業者が追うべきコストであり、託送料を通じてすべての電力利用者が負担する仕組みは、原子力発電を不当に保護することになり、かつ電力自由化の趣旨にも反しています。	通常廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。
5	福島第一原発事故について、東京電力(経営者、株主、債権者)の責任が問われないうまま「国民負担」の方法が議論されていることは、本末転倒です。また、経済産業省令だけで決めるのではなく、国会で議論すべき問題です。福島第一原発事故の事故処理・賠償費用21.5兆円の問題と「切り離されて」、負担方法だけが論じられています。(東京電力が責任を取った上でさらに不足する賠償・事故処理費用について)原子力の発電事業者が負担するのが原則であり、「託送料金」での回収は原則に反しています。発電コストとして回収すべきです。	福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。今回の措置は、電力自由化が進展する環境下で受益者間の負担の公平性を確保する観点から行うものです。また、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。
6	廃炉・賠償費用を含めてもなお、原発が低コストであるならば、当然事業者負担とすべきです。福島第一原発事故の事故処理費用について、「送配電部門の合理化分(利益)」が出た場合には、託送料金を値下げすべきであり、廃炉費用に充てることは電力システム改革の趣旨に反し不相当です。	今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。また、福島第一原発の廃炉等については、料金の値上げで対応するのではなく、東京電力のグループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うこととするため、東京電力の送配電部門において、合理化した分が福島第一原発の廃炉に優先的に充当できるようにすることとしております。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めるとしたいと考えております。

7	<p>福島原発事故の賠償費用や廃炉費用を、広く国民に負担させるのは納得いきません。まず、事故の原因や、自己の責任者の責任の取り方等が明らかになってから、次に進むべきだと思うのですが、事故の原因究明も責任者の処罰も行われていない状況で、なぜ、費用だけは国民が平等に負担しなければならないのか、納得いきかねるところです。どうしてもというのであれば、きちんと法律として、国民各層の代表がいる国会で議論したり、マスコミ等を通じて、広く国民全体に問題提起して、国民の同意を得るなどの手続きを踏んだほうがよいと考えます。</p>	<p>福島第一原発事故の検証につきましては、国会に設置された「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」や、政府に設置された「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」等において検証が行われ報告書等に取りまとめられているものと認識しております。</p> <p>なお、託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることが出来る制度となっており、今回の賠償の不足分についても、福島の復興を支えるという観点や、原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等を勘案し、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行法の下で省令で措置できるものと考えております。</p>
8	<p>原理原則を守るべきです。債務を負った企業は、自らの資本や資産を取り崩して、その債務を返済すべきであり、取り崩すべき資産が無くなれば、企業を倒産させて清算処理するのが当然です。つまり、原発事故の賠償や、原発廃炉費用の負担は、原発を設置した事業者が負担すべきです。あまりに額が大きすぎて負担しきれない場合、その会社を整理するほかありません。整理して、その会社の所有者たる株主に株価をゼロにして責任をとらせ、社債を引き受けた金融機関等に泣いてもらったうえで、国などが被害者の救済をし、廃炉にあたる、ということはありません。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p> <p>また、株主と債務者の責任につきましては、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えております。</p>
9	<p>正しい社会の方向は 適正な競争から生まれる。妥当な電力事業も 適正なコストから生まれる。適正とは 先ずは正義、公平面から正しい事が必要。送電コストは 送電の為の費用を送電量で除したものである。送電以外の原発維持費用、廃炉費用を乗せるのは不公正である。その目的は 原発維持を目的としたもので、原発事業者のみを優遇するものである。経産省の 原発優遇は 福島の地震をきっかけとしたメルトダウン事故で、既に政策の失敗である事が明らかになっている。その尻拭いは 別途の方法で 政策責任者と東電とがすべきである。送電コストに乗せるのはズルい。国民に広く周知し、電力事業者以外の送電費用を負担する多数の国民の意見を十分に拾い、公正に決定すべきである。全国紙TV等で広報し、広く利用者費用負担者の意見を参考にすべきである。経産省に都合の良い有識者とかいう一部の御用学者諮問で決めてはならない。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっており、今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
10	<p>2016年12月20日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」のなかに、「国の行う新たな環境整備」として、一般負担金「過去分」のうち2.4兆円を託送料金で回収するという、現在パブコメにかかっている内容がすでに書き込まれています。パブリックコメントにかけながら、すでに閣議決定に盛り込んでいくというプロセスは、明らかに不当です。</p>	<p>2016年に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」は、福島復興・再生に関する内閣の基本指針として決定したものです。</p> <p>今般の省令改正は、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から必要な制度措置を講ずるため行うもので、行政手続法の規定にしたがってパブリックコメントを実施しております。</p>
11	<p>原発事故の賠償費用の一部、廃炉費用の一部を「託送料金で負担」に反対する。福島原発事故の検証が不十分であり、原因もわかっていない。津波の前に地震により機器が破損した可能性についても検証が不十分である。国民に負担をさせる前に福島原発事故の原因の究明を先に行うべきである。</p>	<p>福島第一原発事故の検証につきましては、国会に設置された「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」や、政府に設置された「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」等において検証が行われ報告書等に取りまとめられているものと認識しております。</p>
12	<p>原発から出たゴミはどうするのか。夢の？核燃料サイクルは目処が立たず、核ゴミ処理は何も決まらずにどんどん未来につけを回しているだけ。未来の子供たちに、「2011.3.11」から日本は変わった、良い時代になったと言われたい。</p>	<p>高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国民や地域の理解を頂きながら、一歩ずつ進めていくことが不可欠です。本年7月に公表した科学的特性マップを活用した対話活動をきめ細かく実施するなど、国が前面に立って取組を進めてまいります。</p>
13	<p>福島第一原子力発電所核事故は東電の責任です。東電は消滅したわけではありません。社名を変えて増収増益しています。事故処理と除染を事業化して儲けています。東電役員が一人も責任を取らず、政府も責任を取らず、事故処理廃炉費用を全国民に負担させようなどは、言語道断。託送料金上乗せは絶対にやめてください。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島の復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p> <p>福島第一原発の廃炉に係る資金については東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保することとされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところであり、託送料金原価に算入する措置は講じておりません。</p>
14	<p>国民が廃炉費用を負担しなければならないなら、原発に対する決定権を国民がもっていないならば筋が通じません。金だけ払って原発を止める権利もないなんて馬鹿にしています。長い目で見て、東電および経産省は解体すべきです。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>

15	建設時から税金を投入しているにも関わらず、廃炉費用まで託送料で国民負担とするのは、事故で壊れた自動車の修理費用や廃車費用を税金で負担することと変わらず、明らかに理不尽で、電力小売自由化の市場では新電力会社に不公平である。	通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。 一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。 したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。
16	「発電コストが安い」と推進する原子力発電は、電気小売自由化となった現在では、安全対策や廃炉、使用済み燃料の処理も含めて全ての費用に対する税の投入を中止し、公正な市場競争の元に事業を行わせるべきで、いかなる費用も税、国民負担を強いてはいけません。	一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用や廃炉費用等を含んだ試算となっています。 御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。
17	過去の事故、それも東電の責任を国民に託送料金への転嫁として負わせるなど、非常識にもほどがある。送電事業者と電力会社の分離を1日も早く実行することを熱望する。政府の原発推進に呆れてものがいえない。そんなに電力会社を大事にしたいのだと痛感する。	今般、自由化の進展に伴って新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えしていくという新たな環境を踏まえて、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。 送配電部門の中立性の一層の確保に向けては、2015年に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の規定により、2020年4月に法的分離の方式による発送電分離を行うこととしています。
18	電力の託送料金に原子力発電所の廃炉費用、福島第一発電所の事故の賠償費用を上乗せすることに強く反対します。 原子力発電のメリットは、コストが低いことであるとずっと公称されてきました。そして、それが原子力発電を推進する主要な理由の一つとされてきました。であるのなら、原子力発電所の廃炉費用、福島第一発電所の事故の賠償費用は、むしろ、その安価な原子力発電の料金に上乗せされるべきです。原子力発電は危険であり、コストが高くて良いから原子力発電によらない電力を使おうとする消費者は存在します。電力の託送料金に原子力発電所の廃炉費用、福島第一発電所の事故の賠償費用を上乗せしたら、このような人々も、自分の使っていない原子炉の廃炉費用を払わされます。あまりに不公平であり、個人の選択の権利を奪う行為です。	今般の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。 なお、託送料金は、電源の種類とは関係なく支払いが求められるものであり、また、託送料金に含まれる費用の内容が、需要家による電源選択の自由を妨げるものではないと考えております。
19	原子力発電は、建設された後の発電所を使う限り低コストの電力であり、燃料を大量に常時輸入する必要が無いという推進される側の意見は、理解できます。 ただ、廃炉が現実のものとなってきた今の時点では、コスト計算に廃炉も含まれるべきと考えます。そのためにも、廃炉のコストと事故の賠償のコストは、将来の日本のエネルギー選択の判断を曇り無いものにするために、明確に分離して管理すべきです。これが、反対のもう一つの理由です。 原子力は、まだ必要でしょう。しかし、アメリカ、ヨーロッパ、韓国、台湾を見る限り、日本にも原子力の位置づけを見直す日が来る可能性はあります。 その時の判断を曇りなきものにするために、電力の託送料金に原子力発電所の廃炉費用、福島第一発電所の事故の賠償費用を上乗せするべきではありません。	一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力の発電コストは10.1円/kWh以上)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用や廃炉費用等を含んだ試算となっています。 御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。
20	東京電力福島第一原発の事故は、収束どころかまったく先が見えません。そういう状態でありながら、東京電力はまったく責任をとろうとしないばかりか、事故の廃炉・賠償費用の一部、通常原発の廃炉費用の一部を、「託送料金」という名で国民に負担を押しつけるなどとんでもないことです。そんな案には強く反対します。  とにかく、核廃棄物の処理方法がわからない中で、まだ原発と手を切れない電力会社や政府を信頼できません。人類と原発は共存出来ないことを私たち市民は知ってしまったのです。まず、すべての原発を止めて、廃炉作業に向かうべきです。未来の市民のために、あたりまえのことをあたりまえに行ってください。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。 託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることが出来る制度となっており、今回の賠償の不足分についても、福島復興を支えるという観点や、原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等を勘案し、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行法の下で措置できるものと考えております。 また、通常廃炉作業に要する費用については、原則として原子力事業者が負担するものです。他方、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として廃炉会計制度が措置されました。今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。 なお、資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。

21	<p>自民党が助成金をテラつかせてあんな場所に作らせた東電の不始末をなぜ国民が被らねばならないのか？識者というイエスマンじゃなく、ちゃんとした立地場所の住民の反対運動も反映させるならともかく、責任逃れは許さん。がらくたをアメリカから買うなら補償に当てろ。たわけ。パブコメすらも反映しないなら募集すんな。めんどくさい。予算ばかり食いやがっても何にも実績が無いのが日本の省庁。やるなら本気でやれ。無駄にパカパカ使いまくらず、積み立てとけ。賠償金を。</p>	<p>今回の議論は、福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当てすることが適当かというものです。政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
22	<p>政府は「原発は低コストだから推進したい」と未だに言っているが、廃炉費用、事故の賠償、後始末の費用を含めてなお、「低コスト」と言えるのか。だったら国民負担など考えず事故を起こした電力会社でかかる費用は全額負担すべきではないか。東京電力は、事故前には「何重にも防護されている原発は、事故などあり得ない」といっておきながら、事故が起きたら「想定外」と言って未だに責任を認めようとしなさい。それでいながら今頃になって「事故に備えて積み立てておくべきだった過去分」も含めて国民負担を考えるなど、とんでもないことだと思う。こういう大事なことを経済産業省の省令だけで決めること自体に反対です。ぜひ国会で国民が納得できるまでしっかり論議してください。</p>	<p>今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。</p> <p>また、政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>この措置については、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
23	<p>原子力発電は古い技術です。これの失敗の費用をこれからの新しい技術の再生エネルギー等へ転嫁するのは、日本の新しい技術の発展の妨げになります。国力の衰退へと繋がります。今までも、原発優先で、再生エネルギー技術の発展を阻害して、諸外国から結局ずいぶん遅れてしまいました。</p> <p>このまま、福島原発事故のきちんとした原因を原発事業者達が究明せず、対策もとらず、(新しい安全基準は世界的にみても安全ではないし、原発は100%安全はない)、このような原発業界の負の部分だけを他業者に押しつけるなんて話になりません。原発事業者が負担し、足りなければ一度潰すというのが、資本主義であり、それで日本の将来の発展へとつながります。ともかく、責任を負いませず、他に負担させるなんて愚の骨頂です。</p> <p>原発再稼働させている事も無責任にもほどがあります。日本の発展の為に送電線も民間へ委譲させるのが、やるべき事であるのに、発展への後退を促してどうするのでしょうか？</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
24	<p>「電気事業法施行規則」等の一部改正に対し、反対意見を申し述べます。</p> <p>最初にまとめてしまうと、「勝手に国民に君たちが飲み食いした領収書を回すな」ということだ。これにつける。さて、資源エネルギー庁は原子力発電を継続することだけを根本にすべてを考えている。この点で、国民を欺いていると私は考える。これまで福島事故に関し、誰も責任をとっていない。さんざん安全であることをひたすら強調し、最善の方法が原子力であるという観点でしか考えていないのはおかしい。ひろくそのメリット、デメリットを開示し、国民全体を巻き込んだ議論が無いのはまったくおかしい。もし原発事故が、本当に今後どうなっていくかを論じれば、国民は反対立場をとることは間違いないのだ。延々反対意見を述べても誰も読んでいないとは思えないので、最後にひとつだけ申し上げる。原子力発電が安全だというのなら、現在の経産省の敷地に建てるべきだ。安全なのだから、国民は誰も反対しないはずなのだから。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島の復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。また、福島原発事故の責任について、東京電力においては、経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p>

25	<p>2016年12月9日の第6回東京電力改革・1F問題委員会参考資料では、損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円に増えたが、計2.5兆円の内訳は東京電力が1.2兆円(特別負担金0.67兆円と一般負担金0.53兆円)、大手電力が一般負担金1.0兆円、新電力が一般負担金0.24兆円で、一般負担金は合計約1.8兆円弱だが、電気事業施行規則第45条の21の3の「賠償負担金」は一般負担金「過去分」2.4兆円に相当する。つまり、過去分で回収される一般負担金は追加された1.8兆円弱よりも0.6兆円強も多い。この分が当初の損害賠償費5.4兆円のうち、一般負担金約4.1兆円(東電1.4兆円と大手電力2.7兆円)の減額に使われる結果となっている。</p> <p>過去分2.4兆円の割当は東電約0.8兆円、大手電力約1.4兆円、新電力0.24兆円との経済産業省の見解について、東電は1.4兆円から0.53兆円増額のところ、0.3兆円弱の減額(=0.53兆円-0.8兆円)、大手電力は2.7兆円から1.0兆円増額のところ、約0.4兆円の減額(=1.0兆円-1.4兆円)になる。新電力だけが0.24兆円の増加になる。これでは新電力に対して余りにも東電や大手電力を優遇しすぎではないか。</p> <p>電気事業施行規則改定案には、これらの不公平な数値は一切出てこない。これは欺瞞であり、このような省令改定は撤回すべきである。</p>	<p>現在の原子力損害賠償制度は、原子力損害賠償法に基づき、責任保険等によって賠償に充てることができるよう賠償措置額として1,200億円を措置するとともに、原賠機構法に基づき、賠償の迅速かつ適切な実施及び電力の安定供給等を確保するため、原子力事業者の相互扶助による事故への備えとして、原子力事業者が負担金を負担し、1,200億円を超える原子力損害が生じた場合には、国から交付された交付国債を原資に、事故を起こした原子力事業者が適切に賠償を行うことができるよう資金援助を行うという枠組みによって事故に備えることとされています。</p> <p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。</p> <p>しかし、自由化の進展に伴って新電力への切り替えが進んでいるを受けて、「福島を支える」という観点や、新電力へ切り替えた方々を含め原子力の電気を広く消費者が利用していた実態があること等も勘案し、消費者間の公平性の観点から、託送制度を利用した、公平な回収措置を講じることといたしました。</p>
26	<p>電気事業施行規則第45条の21の3の「原子力発電事業を営む発電事業者は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物に係る原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。」とあるが、このような過去に商取引が完了したもののについて、過去に遡って、しかも、その商取引に関与していなかった現在の消費者から回収することが商法違反ではないとする根拠法を引用して明示すべきである。そうでなければ、商法違反の資金回収を経産大臣が承認することになってしまうのではないか。</p>	<p>規制料金の下では、一般的な商取引のように将来に追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を回収することは認められておらず、料金の算定時点で現に発生している費用等、合理的に見積もられたもののみを原価に算入することを認めるという運用を行ってきました。このため、元来、合理的に算定できない時点では回収していなかったものも、費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価として算入するという考え方を採っており、今回の措置に商取引上の問題があるとは考えておりません。</p>
27	<p>電気事業施行規則第45条の21の3の第3項の「適正かつ明確に定められていること」とあるが、具体的な記載がなく、「適正かつ明確に定められている」かどうかを判断する根拠(算定式など)を明記すべきである。</p> <p>電気事業施行規則第45条の21の3の第3項第3号の「各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。」とあるが、現在の電力消費者の大半はほとんどの期間、旧原子力発電事業者との「契約」関係にはなかったものであり、「契約の内容に照らし」て適正とは確認できないはずである。</p> <p>電気事業施行規則第45条の21の5には「一般送配電事業者は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。」とあるが、「廃炉円滑化負担金」は本来、原子力事業者との契約者から原子力事業者に代って回収すべきものであり、原子力を持たない新電力の「接続供給の相手方から回収しなければならない」とするのであれば、それを正当化できる上位の根拠法を引用して明示すべきである。</p> <p>電気事業施行規則第45条の21の5の第3項第2号には、「各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額が、特定原子力発電事業者が発電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。」とあるが、新電力に契約変更した消費者との間には「原子力電気の供給に係る契約」が存在しないため、「適正かつ明確に定められている」かは確認できないはずである。</p> <p>このような「廃炉円滑化負担金」には今後廃炉にされるすべての原発に適用されることになるが、原子力規制委員会の適合性審査に対応するため、原発1基当たり1000億円程度の対策工事を行っているが、仮に審査に通らず廃炉になっても、投じた対策工事費の大半が託送料金で廃炉後に回収されるというのは商法違反ではないか。しかも、新電力との契約者からも回収するのは二重に商法違反ではないか。</p>	<p>第四十五条の二十一の三第三項の承認審査は、同項第一号から第三号までに規定する基準に照らして行うものであり、その基準は十分に具体的なものと考えております。なお、御指摘の旧原子力発電事業者と消費者の契約関係の有無については規定しておらず、審査に関係するものではありません。</p> <p>第四十五条の二十一の五第一項は、ご意見にあるような新電力に対してその供給の相手方から廃炉円滑化負担金を回収することを求める規定ではありません。</p> <p>同条第三項第二号は、各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額が、特定原子力発電事業者が旧一般電気事業者と原子力電気の供給について契約を締結していた場合に、廃炉円滑化負担金の額が、当該契約における原子力電気の受電量に応じて、当該旧一般電気事業者の供給区域を担当する各一般送配電事業者に割り振られているか、審査するための規定であり、旧原子力発電事業者と消費者の契約関係の有無は、審査に関係するものではありません。</p> <p>なお、今回の措置に商取引上の問題があるとは考えておりません。</p>

28	<p>電気事業施行規則改正案第45条の21の3の第3項第3号の「各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。」とされ、同第45条の21の4の第3号には「賠償負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。次項において同じ。）を払い渡すべき各原子力発電事業者」を通知するとあるが、下記の2点が不明である。</p> <p>(1)東北電力の東通1号と女川3号、東京電力の柏崎刈羽1号と福島第二原発3・4号、北陸電力の志賀2号、日本原電の敦賀・東海については複数の電力会社で「共同開発」（各電力会社の供給力に算入し、受電・購入契約を締結）しており、これらの原発に関する「各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額」は受電契約分に即して各電力会社の子会社たる各一般送配電事業者以案分されると理解されるが、それを「払い渡すべき各原子力発電事業者」とは各原発を所有し運転している原子力事業者だと理解してよいか。</p> <p>(2)「回収すべき賠償負担金の額」は一般送配電事業者ごとに異なるが、複数の一般送配電事業者を通して送電されるとき、この「回収すべき賠償負担金の額」はその都度、多重に課金されるのか。たとえば、(1)の場合には複数の一般送配電事業者を通して送電されるため、多重課金が避けられず、「回収すべき賠償負担金の額」の過剰回収になるのではないか。</p> <p>電気事業施行規則改正案第45条の21の5には「一般送配電事業者は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。」とされ、同第45条の21の5の第3項第2号には「各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額が、特定原子力発電事業者が発電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。」とあるが、この「廃炉円滑化負担金」についても、上記の(1)と(2)の2点（「賠償負担金」を「廃炉円滑化負担金」に置換えたもの）が不明である。</p> <p>これは、原発コストを「託送料金」で無理矢理回収しようとするから生じる矛盾点であり、「原子力を持たない新電力から原発のコストを回収する」という重大な問題点と同根である。このような無理な回収策は撤回すべきである。</p>	<p>御指摘の様なケースにおいては、当該原子力発電事業者から受電していた旧一般電気事業者の供給区域に応じて、各一般送配電事業者以案分されることとなります。</p>
29	<p>福島第一原発事故の事故処理費用について、「送配電部門の合理化分（利益）」が出た場合には、託送料金を値下げすべきであり、廃炉費用に充てることは電力システム改革の趣旨に反し不適当です。</p> <p>廃炉作業に従事する労働者は、すべて国家公務員として採用すべきです。</p>	<p>福島第一原発の廃炉については、その所要資金が増大する中、円滑な廃炉の実施を担保するためには、中長年にわたり、着実に資金を確保できる仕組みを構築することが必要となっています。今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた経営の合理化を求め、その合理化分について、1F廃炉のための資金確保に活用できるようにするものです。現行制度上も、送配電事業者は、一定の範囲内で、経営努力による合理化分を値下げ以外に活用することが認められており、今回の措置が、電力システム改革の趣旨に反するものではないと考えています。</p> <p>なお、福島第一原発の廃炉への対応については、炉の設置者である東電が最後まで責任を持って行うことが大原則と考えております。その上で、福島第一原発の安全かつ着実な廃炉は福島復興の大前提であり、「中長期ロードマップ」に基づき、国も前面に立って取組を進めております。</p>
30	<p>託送料金に原発の賠償、廃炉費用を上乗せする事に反対です。安い安いとだまして、原発反対の勢いを削いでおいて、今になってお金が足りないから、他の電力システムも原発の費用を負担せよというのは、経済システム的にも、商法の規定からもおかしい話です。原発を止めるからというのならまだしも、再稼働を続けながらのこのような提案は、あまりの勝手さに呆れかえります。こんな提案自体が、行政の破綻を意味しています。</p>	<p>今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。</p>
31	<p>託送料金は新電力事業者にとっては利用しないで済ますことはできません。また、電力自由化でとりわけ重要なのは独占的な料金設定ではなく、適正な料金設定を行うことです。</p> <p>託送料金設定において、東電福島原発事故の費用や原発存続のための費用をねん出するために、恣意的な料金設定を行うことは許されません。そもそも、原発は格安な電力が供給できるのではなかったのでしょうか。託送料金は、送・変電線網を維持するために必要な限りで、料金を決めるべきです。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。</p> <p>今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
32	<p>原発事故や廃炉に関しては引当準備金や準備金を儲けて対処すべきであり、これ無しに利益を計上したこと自体が非常識であり、最初から事故や廃炉の費用は現実化した時点で利用者に負担させようとした結果でしかない。</p> <p>これは電力会社の甘えの構造と、経済産業省の役人の天下り先確保の手段としてそれを許した結果が託送料金による費用回収であり、東電と経済産業省が組んだ国民に対する背任行為である。</p> <p>更につけ加えれば電気利用者が費用の一部を支払わないで、その分を未来の国民のツケとして残す悪質な犯罪行為を正当化しようとす省令であり、その後始末として、今回の省令は託送料金により費用回収を具現化しているに過ぎない。この様な国民に対する背任行為に手を貸す省令は許されない。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用は、従来から、原子力発電施設解体引当金省令に基づき原子力事業者が一定の期間で積み立てることとなっております。他方、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して託送料金の仕組みを活用することとしており、見積の不備等により発生したものではありません。</p> <p>通常の廃炉作業に要する費用は、従来から、原子力発電施設解体引当金省令に基づき原子力事業者が一定の期間で積み立てることとなっております。なお、現行の解体引当金が、小売規制料金による費用回収を前提に原則50年間で費用を積み立てる仕組みとなっているため、それ以前に廃炉決定した場合に制度上やむを得ず生じる未積立分の費用に限定して例外的に措置を講ずるものであり、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため必要な措置と考えております。</p> <p>また、事故炉の廃炉については、今般、事故事業者に対し廃炉に要する資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課すこと等を内容とする原賠・廃炉機構法の改正が行われ、今後、本制度に基づき廃炉に要する資金が積み立てられていくこととなります。具体的には、今後、東京電力は、グループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を捻出し、機構に積み立てていく予定です。</p>

33	<p>原発は低コストと主張し続けているのだから、国民が負担する必要はないはず。託送料金は送配電の費用に限るべき。原発事故の責任を誰ひとりとしてとらず、国民の納得のいく議論もされず、一方的、強制的に廃炉費用等を国民に負担させるのは許されない。事故が起きたときの処理費用や廃炉費用は、経営上考えておかれるべき費用で、今更過去分云々は考え方としておかしい。通用しない。</p>	<p>今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。</p>
34	<p>原発事故賠償と廃炉費用は今後増えるばかりで予想がつかいません。これを国民に負担させるという発想自体非合理的です。本来東京電力が責任を問われるべきことではありませんか。発送電分離や、電力自由化の方向に逆行するものです。消費者泣かせの何物でもありません。</p> <p>既に内閣が決定した方針といいますが、一方的に電力業界の利益を優先するのではなく、公平・公正のたしぼから国会で議論すべき問題だと考えます。これを省令で決めてしまうのは乱暴ではありませんか。後世に不合理な負担を押し付けることは許せません。今後原発がアリの地獄から這い出せない事態にあるのは目に見えています。自然再生エネルギーの発展が、閉ざされた送電システムが隘路となっているとの指摘もあります。</p>	<p>今回の議論は、福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当てすることが適当かというものです。政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>なお、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっていることを踏まえ、今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
35	<p>事故の賠償費用、また廃炉費用を託送料金に上乗せし国民負担を強いるのは本末転倒であり、原発事故の責任を曖昧にする。これ程愚かな施策はない。事故対応、廃炉対応の全コストを以て原発の是非を明確にすべきでありこの様な誤魔化しは国家の政策を誤る。このままでは再生可能エネルギーに対する国際競争力は削がれ将来のエネルギー対応力の最後進国になってしまう。</p>	<p>各電源の発電コストについては、平成27年5月に総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告において試算を行っており、この中で、原子力発電の発電コストについては10.1円/kWh以上と試算しております。</p> <p>この原子力発電の発電コストは、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各費目を算入したものです。</p> <p>また、政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p>
36	<p>託送、送電に関わる分社企業は総括原価方式からの脱却が設定されておらず、青天井の状態である。そこに賠償費用、廃炉費用を転嫁するのは制御、管理不能状況を招くだけであり到底認められない。</p>	<p>託送料金については、既に、電気事業法に基づく厳格な査定プロセスが措置されていますが、今般、新たな措置を講ずるにあたり、これに加えて、閣議決定した福島復興指針において回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記し、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会のチェックを受け、毎月消費者に届けられる料金明細票等において明記するなどにより、「透明性」と「適正性」を確保いたします。加えて、消費者の負担増につながらないよう、電力会社の送配電部門の合理化などにより、総じて料金値上げにならない形にしたいと考えています。</p>
37	<p>第2章第5節の2「賠償負担金の回収等」において、「原子力発電事業を営む発電事業者、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物に係る原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとする」のは商法の秩序を破壊する暴挙である。</p> <p>砕いていえば、福島第一原発事故の損害賠償費の過去分を一般国民の負担する託送料金によって回収するとしているが、責任は東京電力にあり、東京電力を救済すべきではない。</p> <p>問題は原子力発電事業者が福島第一原発事故のような過酷事故を予想せず、非現実的な低い賠償資金を想定したところにあるのであって、原子力発電とは無縁の現電力からも賠償金を回収するのは筋違いである。</p> <p>このような原発延命策は国のエネルギー政策の将来を誤るものである。</p>	<p>規制料金の下では、一般的な商取引のように将来に追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を回収することは認められておらず、料金の算定時点で現に発生している費用等、合理的に見積もられたもののみを原価に算入することを認めるという運用を行ってきました。このため、元来、合理的に算定できない時点では回収していなかったものも、費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価として算入するという考え方を採っており、今回の措置に商取引上の問題があるとは考えておりません。</p> <p>また、政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p>

38	<p>第5節の3「廃炉円滑化負担金の回収等」において、「一般送配電事業者は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない」としているが、原子力発電工作物によって利益を上げてきた原子力発電事業者が負担すべきものであり、原子力発電工作物とは無関係な新電力からも廃炉費用を回収するのは理不尽である。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
39	<p>事故による賠償額が青天井となり、廃炉の期間や費用が膨大となり、放射能の危険性を現世代・後世代に残す原子力発電から撤退する決断、撤退する勇氣こそが今求められているのではないかと。このような後始末のための法令を作るのは徒勞であり、国民に負担を押し付けて原子力発電を擁護するのは愚の骨頂である。</p>	<p>政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p>
40	<p>負担するのは消費者なのに国民不在のまま決められてしまうなんて、とつてもおかしくないですか？しかも、新電力の消費者にも負担させることが「公平」という考えなのです。私たちは確かに原発由来の電気を使っています。ですが、それは選択の自由がなかったからです。原発に反対でも、電力の自由化以前は選べませんでした。しかも、廃炉費用はこれまでも電気料金に上乗せして積み立ててきています。今になって、足りないからもっと負担してねって、それは都合が良過ぎると思いませんか？電力会社や経済産業省の計画性の無さや甘さに対して、これでは余りにも寛大過ぎませんか？月額18円が惜しいからではなく、これって倫理的におかしいですか？って、そう感じます。</p>	<p>今回の措置は、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えしていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>また、ご指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用は、従来から、原子力発電施設解体引当金省令に基づき原子力事業者が一定の期間で積み立てることとなっております。他方、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため、廃炉に伴って一括して費用認識が生じるものに限定して託送料金の仕組みを活用することとしており、見積の不備等により発生したものではありません。</p>
41	<p>3.11の事故以降、放射能汚染からいのちを守るために、私たちはたくさんの負担をしてきました。食品の測定には高額な測定機が必要で、出来るだけ低い値まで測定するには時間も人手もかかります。そこには多くのコストがかかり、消費者もその一部は負担してきたはず。被災地への支援や保養キャンプへの支援もしてきました。原発が事故を起こさなければ他へ回せばはずのお金です。そして私たちは再稼働に反対してきました。二度と事故を繰り返さないために、それが最善の方法と考えるからです。</p> <p>それでも政府は原発をベース電源に位置づけ、電力会社は再稼働をあきらめません。福島第一原発事故の廃炉・賠償費用を事故に責任のない消費者にも負担していただくと言うなら、政府は脱原発を政治決断し、電力会社は再稼働をあきらめるべきではないでしょうか？</p> <p>原発を推進する立場を変えないまま、負担は消費者で都合が良すぎるのではないのでしょうか？決められてしまったけど、その議論は国民不在でした。事故のコストの一部負担はお願いするけど、原発で儲け続けたいと言うのはおかしいと思います。</p>	<p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。</p> <p>その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p> <p>また、御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。</p>
42	<p>原子力損害の賠償のために「備えておくべきであった」資金を、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするのは常識からして不合理である。このようなことが社会的に許されるのか。社会的に許される他の事例が想像し得るか。とてもあり得ない話である。東京電力(株主、債権者も含む)の責任において回収するのが常識である。東京電力が責任を取った上でさらに不足するのであれば、原子力発電費用に上乗せして回収するか、原子力発電事業者が負担するのが常識である。原子力は安価であるからこれからも運転継続すると主張する電力会社は、他の電力単価と同程度まで値上することは可能なはずだ。</p> <p>まずは東京電力が所有する送配電網その他の資産をまず売却して賠償の資金にすることは容易にできるはずだ。私は既に新電力会社と契約しており、現在、東京電力から電力を購入していない。その立場から、今回の改正は承知できない。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p> <p>また、株主や債権者の責任についても、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えております。</p>
43	<p>東京電力さんが破たんしちゃったから、自然エネルギーも含めてぜんぶの電力会社さんに負担をさせて東電を再生だーという内容のようですので、東電の再生という事を言う前に社員の給料を減らして、役員の給料を400万円くらいにしていけないので、国民としては全く理解も出来ませんし、受け入れられません。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立ち取り組めます。</p> <p>福島原発事故の費用に関して、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p>

44	<p>託送料に原発の廃炉費用および事故損害の賠償費用を上乗せすることは、原発を持つ電力会社の負担を軽くすることであり、結果的に原発の優遇策であり、推進策であり反対します。</p> <p>この間、廃炉費用は発電事業者の責任で積み立ててきており、今後もそのようにすべきです。廃炉に必要な費用は、原発を所有している電力会社とその利用者が負担することが基本であると考えます。廃炉に必要な費用を確保できなければ、売電価格に反映し原発による電気の利用者が負担するべきと考えます。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
45	<p>送電網は、社会的なインフラでありその利用・運用は公正・中立でなければなりません。大手電力会社のために、廃炉費用など直接送電に関係ない費用を計上すべきではありません。あわせて送電線の公正・中立的な運用を確保するためにその料金の内訳などを公開するなどして透明性を高めていくことを求めます。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。</p> <p>今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。なお、措置を講じるにあたっては、毎月消費者に届けられる料金明細票等において、負担額を明らかにすることなどにより、「透明性」と「適正性」を確保することとしたいと考えております。</p>
46	<p>原子力発電に大きな費用がかかるのならば、原子力を推進する2014年4月策定の「エネルギー基本計画」を見直し、再生可能エネルギーの拡大を目指すべきです。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めていくことが政府の基本方針です。2015年7月に策定したエネルギーミックスにおいて、2030年度の導入水準を22～24%としております。この水準は、導入拡大の余地が大きい水力の8%を除けば、エネルギーミックス策定時の4%から4倍も導入拡大するというものであります。</p> <p>まずは、このエネルギーミックスで示した導入水準の達成に向けて取り組むことが重要であると考えております。</p>
47	<p>「廃炉円滑化負担金の回収」を託送料金で行うのは、責任を他に転嫁する、一種のモラル・ハザードかと思えます。原発よりリーズナブルな、マイクロ・グリッド化により、早晚、電力会社に託送料金を払うことは殆ど無くなるのかもしれませんが、少なくともマイクロ・グリッドが普及するまで、託送料金に廃炉円滑化費用を上乗せするのは、モラルに反するものと認識します。この改定に反対します。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
48	<p>東京電力福島第一原発事故の責任は、国と電力会社にあります。その責任が未だ明確に問われることなく、被害にあった方々ばかりが犠牲を払っているなかで、賠償費用や廃炉費用を消費者から徴収すれば、より事故の責任が曖昧になります。</p> <p>これまでに徴収・積み立てておけばよかったというのは、そもそも電力会社が原発を導入する前に検討・計上し、消費者の理解を得て初めから電気料金に上乗せしておくべきもので、その際に国民の了承を得た法整備もせず、将来を見据えた経営努力も説明責任も果たしてこなかった国と電力会社の責任であり、消費者の責任ではありません。</p> <p>国と電力会社は、これまでの過ちを認め、過ちは自らの責任で果たすべきで、原発事故被害者と消費者の犠牲によってこれをなかつたものとするは許されないと考えます。</p>	<p>事故炉の廃炉に要する資金につきましては、今般、事故事業者に対し廃炉に要する資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課すこと等を内容とする原賠機構法の改正が行われ、今後、本制度に基づき廃炉に要する資金が積み立てられていくこととなります。具体的には、今後、東京電力は、グループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を捻出し、機構に積み立てていく予定です。</p> <p>また、福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則です。加えて、政府としても、事故当時の2011年に原賠機構法による備えがなかったことによる賠償への備えの不足が生じてしまったことは政府として真摯に反省すべきと考えており、福島の復興を支えるという観点から、また、当時原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から「公平に回収」させていただきたいと考えております。</p>
49	<p>国の政策の過ちを、誤った政策に相容れない選択をした国民に負担を押しつける改定は卑怯です。しかもこうやってパブコメは募集しますが「聞きましたよ、でもやりますよ」みたいな態度が見えたやり方をもおう何十年続けているのでしょうか。こんな手を使い続ける限り国民は政府を信用しません。いやしている国民もいるでしょうが、どんどん減り続けるでしょう。</p> <p>それでも今のエネルギー政策が転換できない真の理由は何なのでしょう？ 転換の後押しになる新電力の勢力に新たな負担を押しつける＝発電方法の勢力分布を塗り替えようとするのを妨害する理由は何なのか、一国民としては理解できません。いくら丁寧に説明されても理念が間違っている以上理解不能です。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。</p> <p>その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p>

50	<p>原発事故は「人災」です。今も尚、仮設で暮らす人や福島県から脱出して戻れない多くの人々がいる事の責任は東京電力にあることは明確です。それなのに、原発事故賠償・廃炉費用が国民の負担になってしまう事は救済し難いです。東京電力は自ら、責任を取って下さい。それが最低限の誠意です。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則です。また、仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
51	<p>このたびの「電気事業法施行規則」等の一部改正には断固反対します。託送料金に原発事故賠償・廃炉費用を上乗せするなど、決してやってはならないことだと考えます。新電力を普及させるポイントは託送料金の安さです。むしろ行政は、送電能力を持つ会社がむやみに高い託送料金を取らないように監視し、そうならないように規制すべきです。逆のことをやらないでください。そして、原発事故を起こしたのは、国民でも新電力事業に参加しようとしている会社でもありません。賠償と廃炉費用負担は責任ある東京電力がやるべきです。それを少し助けるとしても、新電力の普及にマイナスになるようなことは断じてしないでください。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組み、必要な制度整備等を行ってまいります。賠償への備えの不足分等を回収するにあたっては、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げとならないようにしたいと考えており、また、ベースロード電源の市場供出などを合わせて行うことで、卸電力市場の更なる活性化や、新規参入者の競争力強化といった効果もあると考えております。なお、託送料金は、電力・ガス取引監視等委員会において、専門的かつ客観的な視点から、法令に基づき厳正に審査が行われており、今後も引き続き厳正な審査を行います。</p>
52	<p>最大の責任者である東京電力の経営者、株主、そして債権者（金融機関）が実質的に責任を取っていません。それを問わないまま「国民負担」にできるしくみを作ってしまうと、「こんな大事故を起こしても、無罪放免だ。それなら安全性はそこそこ経済性を追求しよう」というモラルハザードが原発業界に蔓延してしまいます。それが、原発再稼働、再度の原発事故につながり、同じ事が繰り返される恐れがあります。福島第一原発事故を収束させるのに国民負担はやむを得ないとしてもまず、東京電力を法的整理して資産を売却し、その分国民負担を軽減すべきです。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。また、株主や債権者の責任についても、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えております。</p>
53	<p>廃炉費用を一般送電事業者が上乗せして徴収して支払うことに異議を申し立てるつもりはありません、原発から電力供給を受けていたものとして責任の一端を担うべきと考えます。その意味から沖縄電力を対象外としたことは当然のことと評価します。しかし、まず廃炉費用を支払うべきものがあることを等閑に付すべきではありません。東電の責任をうやむやにして、東電の役員たちの責任を問わず、投資家および銀行が何ら責任を果たしていない現状では、この改正案を承服できません。まずは東電に支払わせること、個人株主および銀行等の投資の損失を明確にすることをを行った上で、効率の改正案を出してください。議論の俎上にも上らない法案は諦めてください</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島の復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。福島第一原発の廃炉に係る資金については東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保することとされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところです。また、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。なお、福島第一原発の廃炉に要する資金については、託送料金から回収することは予定していません。</p>
54	<p>原発事故の賠償費用の一部、廃炉費用の一部を「託送料金で負担」させる、しかも利用者（消費者）の同意を取らずに行う、という今回の省令は常識を超える悪省令です。「原発事故の賠償費用」は福島原発事故を起こした東京電力が負担すべきもので、消費者が負担するのは筋違いです。百歩譲って、東京電力から電気を購入している消費者の電力料金に含ませるのが筋です。東京電力と言う一私企業の経営上の問題を全国民から税金のように徴収する今回の省令は何らかの法律に違反しているのではないのでしょうか。こんなおかしな徴収方法は許されません。加えて、託送料からの徴収は、電気の託送料で「東電の負担金」をなぜ東電以外の電力会社からも徴収するのか理解できません。</p> <p>そして、「廃炉費用の一部」をも「託送料金で負担」させる、との内容も全くおかしいと思います。廃炉費用は電力会社各社がこれまで積み立ててきた筈です。その積立金が不足しているというのなら、各電力会社がそれぞれ積立金を増やせばよいことです。その原資のために電気料金がそれぞれの電力会社で値上げする必要があるればそうするでしょうし、合理化努力で値上げしなくて済む電力会社があるかもしれません。一律に電気の託送料で徴収する方法は違法でしょう。電力会社は一私企業の集団にすぎません。国営会社ではないのです。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。なお、措置を講じるにあたっては、毎月消費者に届けられる料金細票等において、負担額を明らかにすることなどにより、「透明性」と「適正性」を確保することとしたいと考えております。なお、負担金は、相互扶助による事故への備えとして原子力事業者が負担することとされております。また、通常の廃炉作業に要する費用は、従来から、原子力発電施設解体引当金省令に基づき原子力事業者が一定の期間で積み立てることとなっております。他方、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して託送料金の仕組みを活用することとしており、積立ての不足等により発生するものではありません。</p>
55	<p>私は原発事故の責任を取ろうとしない東電から事故後に電気を購入するのを止めました。極力、原発に頼らない電気の利用を心掛けようとしています。一私企業が引き起こした大事故の被害救済を国で行うとするなら、まず事故責任の究明と事故再発防止の策定と実行です。原発事故は「国策」として原発推進を進めてきた「国」も東電と同列に責任があると考えています。その「国」の責任を取らず相変わらず原発の再稼働を進めている「国」が厚顔にも事故の尻拭いを被害者である消費者に求めるという恥知らずな今回の省令には怒り心頭です。福島原発事故の被害者の中には1000人を超す自殺者が含まれると思います。彼らの家族にも「事故補償金の一部を負担してもらいます」と言う今回の省令でもあるのです。猛省してください。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。福島第一原発事故の原因については、国会や政府等に設置された事故調査委員会によって報告書が取りまとめられており、その中で、事故の原因として、自然災害の想定・対策、炉心の溶融等の重大事故への対策など、万が一の備え・対応が不足していたこと等が主に指摘されております。この報告書の指摘も踏まえつつ、IAEAや諸外国の規制基準も確認し、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案し、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準を策定、導入しております。その上で、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発でない限り、再稼働することはありません。今後とも、いわゆる「安全神話」に陥らず、継続的に安全性の向上に取り組みることが重要だと考えております。</p>

56	再生可能エネルギー推進のために東電ではない電力会社にお金を払う気持ちはありますが、東電を支援するため、原発を維持するためには支出したくない。福島からの自主避難者のための費用に回すことにしなさい。	事故賠償への備えの不足分を回収するにあたっては、消費者及び新規参入者の負担増につながらないように、旧一般電気事業者の送配電部門の合理化などにより、総じて、料金値上げにならない形にしたいと考えております。また、福島第一原発事故による原子力損害に関しては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、事故との相当因果関係があるものについて、東京電力が賠償を行っております。国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導してまいります。
57	国策として進めてきた原発事業は、廃炉まで国策として進めるべきです。そのためには、税金・税方式で行うべきです。当然、国会での議論が必要になりますので、原発賛成でも反対でも、しっかり議論しなければなりません。これまでの様な、解らないとか、どっちでも良いとか、任せるよとかの態度や考え方を改め、広く深く議論する努力を求めます。	税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しい、という懸念があります。今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、具体的には、これまで原発が設置されてこなかった沖縄管内と、原発比率が高かった関西電力管内の差は決して無視できるものではありません。このため、エリアごとに異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。
58	発電方法として原子力を用いると決め、その方針を継続してきたのは東京電力を含む電力事業者であり、株主総会でも、その方針は了承されてきました。金融機関は社債購入・融資等で電力事業者を資金的に支援し、同時に利益も得てきました。又、約半世紀に渡って原子力災害に備える制度を作らず、「原発のコストは安い」と主張してきたのは、電力業界や、官庁です。廃炉・賠償費用は、電力事業者・株主・金融機関の利益や国費(増税を伴わない)を充てるべきです。	原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。その上で、今般の措置は、自由化の進展する環境化においても、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、また、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施のため、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。
59	小売での電力自由化が全面的に開始されたのは2016年度であり、それ以前は、地域独占の電力事業者としか契約できませんでした。選択の自由が無い中で、私自身も、請求書・契約通りの料金を支払ってきています。今回の省令案は、決済完了後の追加請求に等しいもので、消費者としても、主権者国民としても、認められません。	電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。こうした中で、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。今般、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。
60	賠償相当分を「過去分」として託送料金に上乘せし、全消費者・全地域から徴収すれば、その中には福島第一原発事故の被害者も含まれます。被害者が賠償の原資を負担するのは本末転倒です。金額の問題ではなく、あってはならない事です。福島第一原発事故が起きた当時、未成年であった世代は有権者として投票による意思表示はできませんでした。又、事故後に生まれた世代は、事故前の電気の「受益者」ではありません。これらの世代が原発の廃炉費用や事故の賠償費用を請求される謂われは無く、公平性に著しく反する不当な請求です。	現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。こうした中で、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、消費者間の公平性をどのように確保するのかということであり、これまでの規制料金の考え方も総合的に勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。
61	「原子力発電を採用する」事を決定したのは電力事業者の自由な意思ですから、その結果についても、事業者が自らの利益・資産の範囲内で責任を取るべきです。それで会社が倒産するような出費が高んだとしても、それはその事業者の自己責任です。国が救済する必要はありません。どうしても国の救済が必要とするなら、その電力事業者は倒産させ、役員に報酬を返上させ、株式を無価値とし、融資した金融機関も相応の痛みを負うようにすべきです。その上で、社会保障費を減額しないことを条件に公費を投入できるよう、財務省と話し合うべきでしょう。今回の改正案には反対です。「盗人に追い銭」とでも形容すべきような改正はするべきではありません。	仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。また、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。
62	本案件は、菅直人総理大臣の唯一の善政というべき、いわゆる「発送電分離」政策に矛盾し、発電における失策の責任を、消費者に転嫁するものに過ぎません。これを実施するのなら、発電事業者を消費者が選択する選択の幅をより自由に設定する必要があります。	託送料金は、電源の種類とは関係なく支払いが求められるものであり、また、託送料金に含められる費用の内容が、需要家による電源選択の自由を妨げるものではないと考えております。また、電力システム改革の一環として、卸電力市場の活性化を通じた更なる小売競争の活性化を促すこととしており、こうした取組により、競争の果実を電気料金の抑制、選択肢の拡大といった形で、需要家に還元することが重要と考えております。
63	事故の賠償費用や廃炉の費用をこれから託送料金として徴収しようなど、論外です。それはこれまでの電気料金の中に含まれているはずで、そんな初歩的なこともわからないのでしょうか？もし、含まれていなかったというのであれば、これまでの関係者すべてが責任を取らなければなりません。その責任を明確にした上で、改めて、国民にお詫びし、説明し、理解を求める手続きを経るべきでしょう。最後は、国民が関係者すべての責任の取り方をどう判断するかでしょう。	原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。その上で、今般の措置は、自由化の進展する環境化においても、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、また、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施のため、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。

64	<p>東電救済のための制度化ともいえる、廃炉・賠償費用を託送料金に上乗せできるという電気事業法施行規則の改正案を問うパブリック・コメントだと思いますが、政府が意見を求める文章では、何をどうしたいのかわかりません。市民団体の説明で初めてわかります。これではほんとに意見を求めたいのかを問われても仕方ないやり方なので、多くの人に分かりやすいようなパブリック・コメント文章にしてください。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策検討の参考とさせていただきます、表現をわかりやすくするよう努めてまいります。</p>
65	<p>政府の国策、東電に(他の電力会社)よって原発事業が進められ、福島事故が起きてしまった事実への補償、誠意・対応が見えないのを悲しく思います。濃度が薄いウランとはいえ、それを材料にして電気を作ることから撤退すべきと考えます。ウランが放出する放射能は目に見えず、味も臭いもなく、人類と共存できず、人の細胞をやがては破壊することもできるものと思います。そのようなもので経済を牽引する方法から撤退してください。</p>	<p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。原子力の利用に当たっては、独立した原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められた原発のみ、地元の理解を得ながら、再稼働を進めることとしています。</p>
66	<p>そもそも過去分とは何か。2.4兆円はほぼ福島の事故の賠償費用の不足分と一致する。福島原発事故の賠償の不足分を新電力の消費者からも広く徴収するやり方だ。一般負担金について、将来の備えとか相互扶助とか説明してきたけれど、あくまで福島事故の膨れ上がる賠償費用を払うためのものではないことが、過去分という論理ではっきりしてきた。福島事故の賠償金のためであるなら、賠償の集中の原則により、東電以外の原子力事業者には賠償費用を支払う義務はない。ましてや新電力の消費者が負担するなどありえない。将来の原発事故に備えるというのであれば、現在1200億円しかない賠償の保険金額を早急に見直し、22兆円とか70兆円とか現実に見合うものに増額すべきだ。そして、他の原子力事業者は巨額になるであろう保険料を毎年支払うべきである。そういう仕組みを整えた上でなければ、原発の再稼働は認められない。</p>	<p>福島原発事故後に、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一般負担金を機構に納付しています。原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは、福島原発事故前から確保しておくべきものでありましたが、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、不足していた賠償への備えを3.8兆円と算出した。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、2020年からは託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。その上で、できる限り負担を求める額を抑制する観点から、最も保守的な考え方によって、託送制度を利用した回収を開始する2020年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとして、2.4兆円と算定しています。他方、福島原発事故の被災者に対しては、その賠償について東京電力が責任を持って対応することが大前提です。今後とも福島復興指針に基づき、国が前面に立って被災者を支援していきます。なお、現在、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが議論されているものと承知しています。</p>
67	<p>(改正案 第五節の二 及び 三について) 福島原発の賠償責任や廃炉費用を電気代に含めるということに疑問を感じます。事故が起こる前は原子力発電は安全だとCMなどでアピールをされていました。「想定外だった」ということは理由にはならないと思います。映画での情報ですが東日本大震災以前に津波の高さを想定した工事の話も出ていたということも知りました。それなのに「想定外」ということはありえないです。国民に負担がかかる規則を決めるのに情報を大題的に周知させないこともおかしいです。過去にさかのぼって恩恵を受けていたので、という理由であるのなら、原子力発電所で作った電気を使用するかどうかを、まずは国民に選択する為の情報と機会が必要だったと思います。以上の理由で私はこの法案には反対です。</p>	<p>政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。今般の措置を講じるにあたっては、行政手続法の規定に従い、パブリックコメントを実施し、広く一般の意見を求めることとしております。また、御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、発電コストの多寡によって措置の内容が影響を受けるものではないと考えています。</p>
68	<p>原子力のコスト負担を託送料で回収するという案には反対です。再エネの普及と国民多数が望んでいる脱原発・原発ゼロの市場の実現のためにも託送料金に、不透明なコストの上乗せ、つまり、事故炉廃炉費用、損害賠償費用など青天井とも言われる原子力コスト等をすべて託送料で回収しようということはやめるべきです。国民多数の理解は得られません。合わせて、原子力会計そのものを見直し、エネルギー政策についての情報公開と徹底した議論を保障すべきです。</p>	<p>原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、今回限りの措置です。閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されております。現行のエネルギー基本計画、エネルギーミックスの策定にあたっては、審議会においてオープンな形で議論がなされるとともに、とりまとめにあたってはパブリックコメントを実施するなど、国民の各界各層の多様な意見の反映に努めました。今後とも、幅広く国民の御意見を伺いしながら、責任あるエネルギー政策を推進してまいります。</p>

69	<p>原子力特定資産と廃止措置資産の範囲 (意見) 現行の電気事業会計規則別表第11においては、原子力発電設備(備考)に「原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産を含む。」として廃止措置資産を定義している。一方、電気事業会計規則案(案)第28条の2において「原子炉の運転を廃止した時に原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。)を含み、資産除去債務相当資産を除く。」と原子炉等に係る原子力特定資産を規定している。</p> <p>電気事業会計規則案(案)を適用する場合、資産計上されている廃炉済の原子炉について原子力特定資産として経済産業大臣の承認が必要となる。両者の範囲が異なる場合も考えられるが、原子力特定資産に関する大臣承認プロセスにおける行政判断の結果として整理されるものであり、会計処理を変更するものでもなく、また過年度に遡及して修正するものでもないと考えられるが、この理解で良いか確認したい。</p> <p>(理由) 経済産業大臣により設備の簿価等を原価に参入して回収を承認される原子力廃止関連仮勘定については、既に原子炉の運転を停止している6基について附則第4条(改正規則の一部改正に伴う原子力廃止関連仮勘定の償却に関する経過措置)の規定がある一方で廃止措置資産については規定がない。</p> <p>原子炉の廃止に伴い原子力発電設備の一部を廃止措置資産として整理している事業者は、改めて原子力特定資産として申請することになる。これは、原子力特定資産の範囲について新たに定義し、その会計処理を求めるものであり、その扱いを確認しておきたい。</p>	<p>ご理解のとおり、過去に廃止措置資産として整理しているものについても、原子力特定資産として経済産業大臣の承認が求められます。</p> <p>この際、両者の範囲が異なる可能性は否定できませんが、これは経済産業大臣が行う承認過程での判断の結果であり、過去の会計処理を変更するものでもなく、過年度に遡及して修正が必要なものでもないと考えています。</p>
70	<p>託送収益に含めて計上する賠償負担金及び廃炉円滑化負担金 (意見) 一般送配電事業者は、接続供給の相手方から「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収することになるが、実際に回収した「賠償負担金相当金」及び「廃炉円滑化負担金相当金」の計上箇所については、電気事業会計規則案(案)別表第11に明記がない。この一般送配電事業者が実際に回収した「賠償負担金相当金」及び「廃炉円滑化負担金相当金」は、「託送収益」に含めて計上されるという理解でよいか確認したい。また、その場合において、託送収益の項として「賠償負担金相当金」及び「廃炉円滑化負担金相当金」を新設する、または備考欄の記載を修正するなどによって、託送収益にはこれらが含まれることを会計規則に明示することが考えられる。</p> <p>(理由) 今回の制度見直しは、原子力発電事業者が「賠償負担金」や「廃炉円滑化負担金」について経済産業大臣の承認を得ていることを前提に、一般送配電事業者が「賠償負担金相当金」及び「廃炉円滑化負担金相当金」を託送料金原価に算入したうえで託送料金を算定することを認めるものであり、これらは託送収益に含まれるものと考えられるが、念のため確認するものである。</p> <p>また、託送収益に「賠償負担金相当金」及び「廃炉円滑化負担金相当金」が含まれることが会計規則に明示されることで、企業会計基準委員会から平成29年7月20日に公表された企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準(案)」の適用後においても、需要家から回収する負担金については一般送配電事業者が託送収益に含めて計上することに影響を与えないことが明確になると考えられる。</p>	<p>ご理解のとおり、「賠償負担金相当金」及び「廃炉円滑化負担金相当金」が、託送収益に含めて計上されます。</p> <p>また、ご意見にある「収益認識に関する会計基準(案)」との整合性を確保する観点から、電気事業会計規則において、託送収益に「賠償負担金相当金」及び「廃炉円滑化負担金相当金」が含まれることを明示することいたします。</p>
71	<p>今回の制度改革により、賠償費用を広く電力利用者に負担させる考え方は明らかにおかしい。東京電力の経営陣・株主・債権者の責任が問われないことは考えられない。資本主義の論理に全く反するものであり、看過出来ないのみならず理解が出来ません。企業である東京電力の経営判断の誤りを消費者に転嫁することは許されるべきではない。</p> <p>結論として、東京電力を不当に守り、原子力事業を不自然に継続しようとする考え方は、ここで是正し、国会をはじめ白日の下で正々堂々議論されるべきでしょう。</p> <p>事故を起こした原発の費用は、事故を起こした会社が支払うものであって、電気を利用していた人は払うものではありません。保険会社でもないのに、どうして利用者が支払うのか、理由がわかりません。利用した電気料金はちゃんと支払いました。さらに事故費用まで上乗せすることは、犯罪です。自動車会社でも、電化製品会社でも、不備があった製品の費用を、製品を買った人全員が支払うなんてことはありません。電気会社だけそんなことができるのはおかしいです。事故は起こさない、安全だと言っていたことが、まずうそだったことを認めて、会社として今まで利益を得ていたのだから、その中から支払ってください。今までの利益がないなんてことはないだろうし、ないと言いつけるのならすでに支払っている給与や、莫大な退職金などから集めてください。</p>	<p>福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p> <p>また、2011年の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
72	<p>原子力事業者が負うべき廃炉費用までを、託送料金を通じて電力利用者に広く負担させる考え方は、明らかに間違っている。数ある発電事業者の中で原子力のみ優遇・保護する仕組みは認めるべきではない。これをきちんと原子力事業者負担とすることで、原子力はコストが低廉であるという誤った理解が是正されることにも繋がる。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。なお、託送料金の仕組みを活用した今般の措置を講じたからといって、発電コストに差が生じるものではないと認識しております。</p>

73	<p>東京電力の経営陣、原発推進を支持する株主や債権者の責任が問われていない          原発事故を招いた旧東電経営陣を被告とする刑事裁判がこれから行われようとして          いる段階で、なぜ東電免責・国民に尻拭い押し付けの措置が決定されようとしている          のか？          事件事故を引き起こした加害者が法的にも経済的にもなんの対価も払わず、被害者          は泣き寝入り、国税投入で救済+さらなる国民負担、加害者を甘やかすのもいい加          減にしてみたい。          それでも自由経済を標榜する資本主義民主国家ですか？恥を知りなさい。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応する          ことが大原則であり、とくに福島第一原発の廃炉については、東京電力に          によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保          することとされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機          構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支          援機構に積立させる義務を課したところです。          また、仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産          を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもつ          て責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担とな          ります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負          担が増加することとなります。          したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、          東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任          をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。          また、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社          長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合          特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債          権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果          たされているものと考えられます。</p>
74	<p>「事故に備えて積み立ておくべきだった過去分」という考え方は、保険をかけずに飲          酒運転で死亡事故を起こしたひき逃げ犯が、「今回は免除してもらったからラッキー、          今後もまだ事故を起こすから、未払い分は今からでも遡って保険をかけてほしい、し          かも国策事業だったのだからお金は国(=国民の血税)で払って」と言っているのと同          じ。厚かましいにもほどがある。</p>	<p>規制料金の下では、一般的な商取引のように将来に追加的な費用が発生          するリスクを勘案し、あらかじめその費用を回収することは認められておら          ず、料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定すること          を認めないという運用を行ってきました。この考え方にに基づき、元来、合理的          に算定できない時点では回収していなかったものも、費用の発生が明らか          になった時点で、その時点の料金原価として、すべての消費者から公平          に回収することで、消費者間の公平性を確保することとしています。</p>
75	<p>廃炉費用は計算に入れず「原発の電気は安い」と言っていた、政府・電力会社は「廃          炉費用」は、利用者からもっと回収しておくべきだった」と今頃になっていう。この法          律を改正して、送配電料金(託送料金)に上乗せするのは、約束違反です。もし、上乗          せするのなら、「原発は事故を起こす可能性がある」と、公表し、「原発は電気料金が          安い」と宣言するな。以上、上乗せに反対です。</p>	<p>御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進          展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金          の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというもので          あり、発電コストの多寡によって措置の内容が影響を受けるものではない          と考えています。</p>
76	<p>「電気事業法18条3項」違反です。          同項に基づけば、託送料金には送電に係る費用しか含めることができず、発電に係          る費用(賠償費や廃炉費)を含めることは、同項1号「料金が能率的な経営の下にお          ける適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」および3号「料金の額の算出          方法が適正かつ明確に定められていること」に反します。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに          加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担す          べき費用を含めることが出来る制度となっております。          今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」と          いう考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつ          つ、適切に措置を講じてまいります。</p>
77	<p>電力自由化の「公平な競争」という目的を損ないます。          「中間とりまとめ」では「公平な競争」を損なうことを認めたくなくて、「公平性を確保する          ため、小売電気事業者が原発の電気を調達できるようにすべき」という論理を展開し          ています。しかしいま検討されている「ベースロード電源市場」や「非化石価値取引市          場」は原発を優遇する政策であり、「公平な競争」を二重に損なう結果になります。</p>	<p>ベースロード電源市場は、卸電力市場の活性化を通じた更なる小売競争          の活性化を目的として、大手電力会社に対して、新規参入者のアクセスが          限定的であるベースロード電源を市場に供出することを求めるものです。          また、非化石価値取引市場は、FIT電気(固定価格買取制度に基づき買          取られた電気)の持つ環境価値を顕在化し、取引を可能とすることで、小          売電気事業者の非化石電源調達目標の達成等を後押しするとともに、需          要家にとっての選択肢を拡大しつつ、FIT制度による国民負担の軽減を図          るものです。</p>
78	<p>賠償費の上乗せは、「原子力損害賠償法」にも、「原子力損害賠償機構法」にも違反          しています。「原子力損害賠償法」の基本的な考え方は、同法4条によると「損害賠償          責任は原子力損害を与えた当該原子力事業者のみが負い、それ以外の者は損害賠償          責任を負わない」という考え方で、一方、「原子力損害賠償機構法」では「原子力          事業者全員」に責任があるとし、相互扶助の考え方となっています。          この2つの法律が示している基本的な考え方は、お互い矛盾するような考え方となっ          ていますが、今回の省令案の考え方は「需要家(消費者)負担」であり、この2つの法          律のどちらにも反します。          たとえば、原子力損害賠償機構法の考え方にに基づけば日本原電・日本原燃・電源開          発も負担しなければいけません、が、「需要家(消費者)負担」にすり替えられるとその          負担を免れることとなります。          また、そもそも「需要家(消費者)負担」の考え方は、賠償をもらうべき被害者・被災者          にも負担を求めるという考え方であり、倫理的・道徳的に認めることができません。当          該原子力事業者(東京電力)の経営者や株主、銀行、取引先企業などの責任はどう          なるのでしょうか？</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、原子力損害賠償法に基づく責任集          中原則等に基づき、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原          則です。一方で、原賠機構法は、賠償見込額が原賠法の賠償措置額を超          える場合に、賠償の迅速かつ適切な実施及び電力の安定供給等を確保す          るため、原子力事業者の相互扶助による事故への備えとして、原子力事          業者が負担金を負担し、事故が生じた場合に、国から交付された交付国          債を原資に、事故を起こした原子力事業者が適切に賠償を行うことができ          るよう資金援助を行うという仕組みです。          今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠          償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえ          て、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島          の復興を支えるという観点と消費者間の公平性等も勘案し、託送料金          の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を          講ずるとしたものです。          また、株主や債権者の責任につきましては、2012年4月に認定された「総          合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、          債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が          果たされているものと考えております。</p>
79	<p>「過去分」を請求するのは、「民法173条1号」違反です。          託送料金は経産大臣の認可が必要であり、いわば公共料金のようなものです。公共          料金の消滅時効は、民法173条1号によると「2年」となっており、それ以上に遡って請          求するのは同法違反です。</p>	<p>規制料金の下では、一般的な商取引のように将来に追加的な費用が発生          するリスクを勘案し、あらかじめその費用を回収することは認められておら          ず、料金の算定時点で現に発生している費用等、合理的に見積もられたも          ののみを原価に算入することを認めるという運用を行ってきました。このた          め、元来、合理的に算定できない時点では回収していなかったものも、費          用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価として算入する          という考え方を採っており、今回の措置に御指摘の問題があるとは考えてお          りません。</p>

80	<p>第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等</p> <p>廃炉に対する費用を一般送配電事業者が支払うことになるのは納得がいきません。事業者となっていますが結局は市民の私たちが託送料金として支払うことになりま</p> <p>す。</p> <p>例えば太陽光発電は対応年数をこえたソーラーパネルの取り換え時の廃棄の費用はもちろん設計の計画の段階で組み込まれています。先々のことまで考えて責任をもって計画するのは事業をするにあたって事業者として当たり前のことと考えます。原発のエネルギーはコストが安いと聞いたことがあります。廃炉費用を含み計画するともともコストが高いエネルギーになるのではないかと思います。とても難しい文章を読み理解するのは市民にとって大変なことです。この文章だけで決まってしまうのはとても違和感を感じます。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
81	<p>「第五節の二 賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の二）」への意見</p> <p>弊社は、小売電気事業者（新電力）です。「一般送配電事業者は、当該通知に従い、賠償負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。の「その接続供給の相手方」に弊社は該当すると理解します。</p> <p>賠償負担金の類い立、本来その賠償に責任を負うべき事業者が負担すべきものであり、一般送配電事業者の接続供給の相手方（例えば新電力の小売電気事業者）から回収するのはおかしいと考えます。また、この賠償金は、小売電気事業者が電力を利用して需要家の電気料金に加算して徴収することを想定していると考えますが、賠償に責任を負うべき事業者の責任がないがしろにされ、需要家にその責任と負担を転嫁するものです。賠償負担金は、本来その賠償に責任を負うべき事業者が負担することが原則であり、その原則にそって、処理できない事態があるのではあれば、広くその問題を公表し、国民の理解が得られる方法を検討すべきです。</p> <p>今回の取り扱いには、そうした議論がなされず、12人の政策小委員会で4回検討がなされた「中間とりまとめ」を元にまとめられていると聞きます。とても閉鎖された中で、この取り扱いの決定がすすまられています。</p> <p>「第五節の二 賠償負担金の額の承認（第四十五条の二十の二）」への意見</p> <p>電力自由化は、2020年の発送電分離によって一旦の形が整うと理解しています。その中で、一般送配電事業者は、各原子力発電事業者と事業・経営的に分離した存在になります。また、一般送配電事業者は、発官室所から需要家まで、自ら所有する送配電網を使って電力を送り届けることに責任を負い、その業務に対して託送料金を請求する関係にあります。その前提で、一般送配電事業者には、賠償負担金を回収して、各原子力発電事業者に払い渡す責任はありません。</p>	<p>今回の議論は、福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かというものです。政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起り得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていたところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>なお、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっていることを踏まえ、今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
82	<p>「第五節の二 廃炉円滑化負担金の回収等（廃炉円滑化負担金の回収等）」への意見</p> <p>弊社は小売電気事業者（新電力）です。「一般送配電事業者は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。」の「その接続供給の相手方」に弊社は該当すると理解します。廃炉にかかる費用は、弊社ではなく、当該事業者が負担すべきです。</p> <p>原子力発電所の廃炉にかかる費用は、各原子力発電事業者が負担すべきものです。通常、事業者は、自らが建設・保有する施設などの廃棄について、自らの事業・経営の中で行ないます。弊社のような小売電気事業者（新電力）が保有する施設の廃棄費用を他社が賅ってくれる訳ではありません。一般送配電事業者の接続供給の相手方（例えば新電力の小売電気事業者）から回収するものではありません。また、この廃炉円滑化負担金は、小売電気事業者が電力を利用して需要家の電気料金に加算して徴収することを前提にしていると考えますが、廃炉に責任を負うべき事業者の責任がないがしろにされ、需要家にその責任と負担を転嫁するものです。廃炉費用は、本来その廃炉に責任を負うべき事業者が負担すべきであり、その原則にそって、処理できない事態があるのではあれば、広くその問題を公表し、国民の理解が得られる方法を検討すべきです。</p> <p>「第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等（廃炉円滑化負担金の額の承認）」への意見</p> <p>一般送配電事業者は、発電所から需要家まで、自ら所有する送配電網を使って電力を送り届けることに責任を負っています。そして、「その相手方」に、その業務に対して託送料金を請求する関係にあります。その前提で、一般送配電事業者には、廃炉円滑化負担金を回収して、各原子力発電事業者に払い渡す責任はありません。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>

83	<p>「電気事業法施行規則」第45条の21の2および第45条の21の3</p> <p>原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金を将来の需要家に請求するという理屈は、通常の商取引ではありえません。そもそも賠償費用の積み立て不足の責任は原発の安全神話に寄り掛かってきた東京電力と国にあります。</p> <p>廃炉・賠償に関する費用を託送料金に上乗せする形で徴収することは、電力システム改革の目指す透明・公正な電力市場の形成に逆行することになります。託送料金は公共料金的な性格が強く、高い透明性と公正さが求められます。</p> <p>今回の福島第一原子力発電所の事故の責任は、電力会社とそれを推し進めてきた国の責任です。原発の廃炉・賠償のコストを広く国民に負担を求めるのであれば、先ずはその責任をどう果たしていくか、国民的な理解を求めることが必要です。安易に託送料金で回収するような仕組みを導入すべきではありません。</p> <p>今回の「電気事業法施行規則」等の一部改正では、上記のような国民への理解を求めるところか、数兆円に及ぶ国民負担に関する制度変更を電気事業法施行令として明文化するものです。国民的な議論と理解が必要な重要な事項を、国会での議論を必要としない「省令」で決めようとしていることは大きな問題です。</p>	<p>政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増え、改めるといって新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>この措置については、託送料金が、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっていることを踏まえ、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p> <p>なお、措置を講じるにあたっては、毎月消費者に届けられる料金明細票等において、負担額を明らかにすることなどにより、「透明性」と「適正性」を確保することとしたいと考えております。</p>
84	<p>「電気事業法施行規則」第45条の21の6</p> <p>廃炉会計制度を今後も維持するためとして、東電以外の電力会社の廃炉費用についても託送料金の仕組みを使って回収するような制度変更はすべきではありません。託送料金は送配電に関する費用であり、その公共的な役割ゆえに総括原価方式が認められているものです。廃炉に関わる費用は発電費用の一部であり託送料金に含めるべきではありません。原子力発電所のみならず託送料金への転嫁を認めることは、他の発電方法との公平性を損ないます。また、原子力発電を選択したくない消費者にも負担を強いることになり、理解は得られません。電力システム改革の理念に逆行するものです。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用等に加え、ユニバーサル料金等「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることができる制度です。</p> <p>その上で、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p>
85	<p>電気事業法施行規則の43条の21の2第1項は、一般送配電事業者に対し、新たに、賠償負担金を接続供給の相手方から回収する義務と、賠償負担金相当金を原子力発電事業者に対し引き渡す義務を課すものである。かかる義務を課すためには、法律上の根拠が必要ではないか（法律の留保原則）。法改正によらず省令のみにより事業者に対し新たな義務を課することができる根拠は何か。</p> <p>同規則45条の21の2第2項の規定により原子力発電事業者が引き渡しを受けた賠償負担金について、いっどのように原子力損害賠償・廃炉等支援機構に支払われるのか。その旨を規定している条文はどれか。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用等に加え、ユニバーサル料金等「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることができる制度です。</p> <p>こうした制度趣旨に照らし、今般の省令改正においては、電気事業法第十八条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送料金の原価に織り込んで託送料金を算定できるようにするとともに、一般送配電事業者に対して賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収をし、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金を払い渡すことを制度的に求めることといたしました。</p> <p>原子力発電事業者は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの通知にしたがい、その所有する金銭を一般負担金に充てて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に納付することになります。</p>
86	<p>私達は命と共存できない原発はいらないとずっとその存在を反対してきました。しかし、国と大手電力会社は「原発は安い」「原発は経済的」と言って原発を推進してきました。</p> <p>しかし、今回の東京電力福島原発の事故後発生した賠償費用は莫大であり、今後も増え続ける様相です。それを今回国民に負担させようと言うのは今まで、いえ今でも「原発は安い」と言っていることと矛盾しているのではないのでしょうか。「原発が安い」と言ってきたのは、原発は安全だと言って賠償費用を積み立てておかなかったからで、その責任が国と大手電力会社にあることは誰の目にも明白です。まずは、賠償費用、廃炉費用など原発に関する費用をきちんと計算して本当に原発にかかる費用を算出し「原発は安い」と言ってきたこと、今も言っていることを撤回して国民に説明していただきたいと思えます。</p>	<p>一昨年に政府が行ったコスト検証（原子力の発電コストは10.1円/kWh以上）は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっていました。</p> <p>福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。</p> <p>政府としては、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、原子力への依存度をゼロにすることはできず、一定程度の原発は稼働させなければ、責任あるエネルギー政策を実行できないと考えております。</p>
87	<p>事故を起こした電力会社がすべてを出しつくし費用の捻出をするのが一般社会の常識だと考えます。しかし、先日の新聞報道によると電力会社の給料が改善とありました。国民全体に責任を転嫁する前にもっと企業努力をしていただくことを望みます。まして託送料金は配電線使用量のはずです。総括原価方式を残した託送料金に賠償費用などを上乗せするのは普通に考えて理解の出来ないことです。どうか、一般常識をもって再考いただけますようよろしくお願いいたします。</p> <p>上記省令改定に至った検討経過について</p> <p>国民みんなに関わる大切なことが経済産業省令で決定されようとしています。これは絶対に国会の場で討議されるべきです。このように国民の知らないところで決められていこうとすること事態にとでも違和感を感じます。原発事故、それにかかる費用を国民に長く、薄く、徴収することではなかったかの様に済ませたいのではないかとさえ思えてきます。もっと堂々と国会の場やメディアで国民に知らせ審議し国民の理解を得る努力をしていただけますよう切に願います。</p>	<p>東京電力はこれまで、計画を上回る水準の経営合理化を達成してきているほか、今後も、本年5月に認定された「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」に基づき、グループ一丸となって福島への責任を貫徹することとしています。</p> <p>また、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっていることを踏まえ、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>

88	<p>福島原発事故の賠償や廃炉費用を、託送料金に上乗せするのは筋違いです。東電が起こした事故であれば、東電が支払うべきです。東電管内の電気料金が大変な金額になっても、それを承知の上で原発を作り、安全対策を怠ってきたのですから。一般の企業だったら、他人につけを回すなど許されるはずがありません。まず、歴代の経営者の責任が問われるでしょう。国策として行ってきたので、歴代の内閣の個人責任、担当省庁の責任も問われます。</p> <p>その上で、被害者への賠償をどうするか緊急な課題として、税金で立て替え払いをするような工夫が可能になります。責任をあいまいにして損が出るから負担も他人任せなんて、無責任すぎてあきれます。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島の復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p> <p>その上で、今般の措置は、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収させていただくというものです。</p> <p>福島第一原発の廃炉に係る資金については東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保することされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところであり、託送料金原価に算入する措置は講じておりません。</p> <p>加えて、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。</p>
89	<p>福島第1原発事故は東京電力の過失による事故でありその賠償費用や事故処理費用は当然のごとく東京電力が払うべきものです。過失のある東京電力が払えないのであれば国民が負担する、というのはおかしい話です。</p> <p>また託送料はあくまでも電気を送るためにかかる費用であり東京電力が事故処理費用、賠償費用がないからと託送料に事故処理費用も賠償費用も上乗せしたのであればそれは託送料ではありません。</p> <p>また今まで消費者が払っていた利用料金は契約、利用、請求、通知、支払いと当然の手続きを踏んで完了しているものです。それをその利用料は間違っていたので今後上乗せします、と言うような値上げは契約違反です。このことがまかり通るのであれば販売者は支払いが終了しているものも請求できることとなってしまいます。</p> <p>何より前述したように事故をおこしたものが最後まで自分たちで負担することが当然です</p> <p>事故をおこしても賠償費用や事故処理費用を自分たちで負担しなくて良いのであれば販売者の責任とは何を言うのでしょうか。加害者が負担をせず被害者に負担させることに反対します。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
90	<p>電気事業法施行規則第45条の21の3第3項第1号の規定は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の2011事業年度分から2019事業年度分の一般負担金を賠償負担金の対象から除く趣旨で規定しているのか確認したい。</p> <p>この理解が正しければ、その趣旨がわかりやすいように規定すべきではないか。</p> <p>また、「納付した」と規定すると、原子力事業者が万が一にも納付しなかった場合には、その分が託送料金で回収できるようになる。したがって、「納付した」という規定をやめるべき。</p>	<p>ご理解のとおり、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第三項第一号の規定は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の2011事業年度分から2019事業年度分の一般負担金の総額を、賠償負担金の対象から除く趣旨で規定しています。</p> <p>また、原子力事業者が納付しなかった金額に相当する分を賠償負担金として回収することは適切ではないため、「納付した」という規定を見直し、「平成二十三事業年度から平成三十一事業年度までの原賠・廃炉等支援機構一般負担金」と規定することいたします。</p>
91	<p>配電費用の中には、再生可能エネルギーによる電力が含まれている。それらの事業を妨害して、競合相手の原子力発電事業を補助することは、資本主義の原則（公序良俗）に違反する。</p> <p>福島第一の賠償費用にせよ、廃炉費用にせよ、当該原発事業者が積み立てておき、これから借財するかして企業経営上において処理すべきものである。</p>	<p>託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることが出来る制度となっております。</p> <p>今回の賠償の不足分についても、福島の復興を支えるという観点や、原子力の電気を広く消費者が利用し受益してきた実態があること等を勘案し、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行法の下で措置できるものと考えております。</p> <p>また、賠償に要する資金については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき負担金を回収しております。廃炉に要する資金については、通常炉の廃炉に関しては各原子力事業者が省令に基づき解体費用を引き当てているほか、福島第一原発の廃炉に係る資金については東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保することされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところです。</p>
92	<p>未曾有の大地震と大津波に襲われた電力会社に対し同情の余地がないわけではありませんが、原発事故によって故郷と生業を奪われた被害者にまで託送料金を通じて原発の廃炉費用や賠償費用の負担を求めることになるのはどうかと思います。しかもこの先もっと費用の上昇が予測されるというのに、金額の上限が決められていません。これでは国民が不安を感じざるを得ません。</p>	<p>原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、今回限りの措置です。閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において上限が2.4兆円であることが明記されております。</p>

93	<p>電力会社の緊張感を低下させることになりはしないでしょうか？本当ならず電力会社が負うとして、安全対策に血眼にさせなければいけないと思います。そうでなければ本当に安全な原子力事業はできないと思います。規制委員会の田中委員長が何度も「審査に通ったからといって安全とは申し上げない」とおっしゃられた真意をもっと汲み取るべきではないでしょうか？電力会社のより一層の努力が必要だということだったはずで、でなければ安全は保証されないのです。電力会社の事故時の負担を軽くし、少しでも安心させてしまうことは、安全対策のコストをきりつめる等の好ましくない方向に向かわせてしまうことになると危惧します。</p>	<p>御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。安全対策については、いわゆる「安全神話」と決別するため、規制水準さえ満たせばリスクがないという考えを排して、事業者自らが率先して安全性向上や防災対策の充実を図り、常に新たな高みを目指していくことが重要です。このような問題意識の下、産業界においては、規制を満たすのみならず、自主的に安全性を向上させていくための取組が進められています。安全性の向上に「ここまでやればよい」との終わりはありません。今後も産業界の自主的な安全性向上の取組が着実に進んでいくことを期待するとともに、経済産業省としても、業界の取組を促す努力を継続的に行ってまいります。</p>
94	<p>納得できないこと:東京電力福島原発事故賠償費用の上積み分を託送料金に転嫁理由:すでに復興所得税などを納めている。上積みしたいなら、電線使用料金である託送料金ではなく、前者にのせるべきなのではないか？そして、上積み分の明細、何故足りていないのか、何が必要なのか、毎年の使途明細など開示して、確認と修正をして欲しい。省令で決めるという方法自体に不信感を募らせている。</p>	<p>税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しい、という懸念があります。今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、具体的には、これまで原発が設置されてこなかった沖縄管内と、原発比率が高かった関西電力管内の差は決して無視できるものではありません。このため、エリアごとに異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。なお、新たな措置を講ずるにあたっては、閣議決定した福島復興指針において回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記し、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会のチェックを受け、毎月消費者に届けられる料金明細票等において明記するなどにより、「透明性」と「適正性」を確保いたします。加えて、消費者の負担増につながらないよう、電力会社の送配電部門の合理化などにより、総じて料金値上げにならない形にしたいと考えています。</p>
95	<p>過去分も含まれるといのは、2016年に決められた使用済燃料再処理等既発電費も同じ流れで決まっています。広範囲に国民から、その名前とは結びつかない料金を徴収するというのに、どれぐらいのお金がどのように使われたのか、この先どれぐらい使われるのか国会も通すことがない省令で決めるのでは、今後、原発関連の費用がしらないところで、益々電気料金に乗せられていくのではないかと、不安になります。原発に関連することは命にかかわることなので、安心して暮らせる日本を作って行ってください。</p>	<p>託送料金については、既に、電気事業法に基づく厳格な査定プロセスが措置されていますが、今般、新たな措置を講ずるにあたり、これに加えて、閣議決定した福島復興指針において回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記し、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会のチェックを受け、毎月消費者に届けられる料金明細票等において明記するなどにより、「透明性」と「適正性」を確保いたします。加えて、消費者の負担増につながらないよう、電力会社の送配電部門の合理化などにより、総じて料金値上げにならない形にしたいと考えています。</p>
96	<p>今回の電気事業法施行規則の改正案は、東京電力福島第一発電所事故の賠償費用の一部および玄海原発1号機、美浜原発1・2号機、敦賀原発1号機、島根原発1号機など、原子力事業者がかかえる老朽原発の廃炉費用を、託送料金を通じて、徴収することができるようにしようというものです。福島第一原発事故の責任をあいまいにし、原発事業者を不当に保護するもので許されることではありません。福島第一原発事故の賠償・事故処理は、東京電力が一義的に責任を負うべきであり、その結果、債務超過に陥るのであれば、破たん処理を行うのが順当です。いままで株主・債権者が利益のみを享受し、経済的な責任から免れるのは、資本主義のルールに反するばかりか、事故を引き起こした東電の責任を国民が広く肩代わりすることは、「汚染者負担の法則」にも反します。東電の法的処理の上で、はじめて不足分を税金等から補てんするべきでしょう。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。また、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。</p>
97	<p>原発事故の賠償費用として、「過去にさかのぼって積み立てておくべきだった」という、商取引上、通常考えられない論理より、「過去分負担金(3.8兆円)」の回収が提案されました。しかし、事故のリスクを過小評価し、積み立てておかなかったのは東電であり、それを許したのは経済産業省です。一般の電力消費者が、経営判断・政策判断の誤りのツケを負わされるのは非合理です。廃炉費用は、原子力事業者が当然に負うべきコストであり、託送料金を通じてすべての電力利用者が広く負担するしくみを作ることは、原子力を不当に保護することになります。電力自由化の趣旨に反しています。発電事業者が費用を負担しきれないような発電方法は、当然排除されるべきです。今回の議論は、原発の事故処理・廃炉費用が莫大であることを、国も認めざるを得なくなった事態であると言うことができます。「原子力はコストが低廉」とし、原発を保護し温存していく政策の撤回・変更なくして制度改革のみを議論することは許されません。今回の制度変更を「前例」として、今後事故が起こった際にも同様に託送料金での回収が可能となってしまいます。以上のことから今回の電気事業法施行規則の改正案には反対します。</p>	<p>規制料金の下では、一般的な商取引のように将来に追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を回収することは認められておらず、料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。この考え方にに基づき、元来、合理的に算定できない時点では回収していなかったものも、費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価として、すべての消費者から公平に回収することで、消費者間の公平性を確保することとしています。廃炉に要する費用については、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。</p>

98	<p>送配電分離を前提に考えると送配電事業者会社Aが、発電事業者Bの廃炉コストを負担するのは会計上おかしいのではないかと。例えば、発電事業者Bが電力小売り事業者Cに廃炉分を課金するのが正しいのではないかと。</p> <p>原子力の廃炉費用については、電源構成のうち原子力に相当する託送料金にかかるべきであり、他の電源構成(自然エネルギー等)に負担を強いるのは、経済学的に抑制のインセンティブである。原子力以外の電源構成へ負担を求めることに反対。</p> <p>福島原発廃炉の過去負担分を計上するのであれば、不可抗力による他原子力発電の将来事故の将来負担分(福島原発クラスの事故が他で起きた場合の廃炉費用の積立金)を含めて原子力コストを再計算すべきではないかと。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下において、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p> <p>なお、事故炉の廃炉については、今般、事故事業者に対し廃炉に要する資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課すこと等を内容とする原賠機構法の改正が行われ、今後、本制度に基づき廃炉に要する資金が積み立てられることになっており、「事故炉廃炉の過去負担分を計上」という事実はございません。</p>
99	<p>原子力に接続していない送配電網を使用する場合は、託送料金には上乗せをしないべきである。また、原子力に接続していない送配電網を構築したい事業者が新規参入できるように、許可制である送配電事業を自由化することを検討すべき。</p> <p>電力の地産地消を行う場合には、その地域の自宅への配電網のみ借りられるようにし、(送電網で遠くから電気を運ばない分)低い託送料金で借りられるようにすべき。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる制度となっており、一般送配電事業者が所有する送配電網を使用する際は、接続地点に関わらず託送料金を負担していただく必要があります。</p> <p>送配電事業を営むことを自由に放任することとした場合、二重投資及び過剰投資が生じ、その結果として一般送配電事業者の託送料金が上昇するなど、最終的には需要家の利益が損なわれるおそれがあるため、電気事業法により一定の規制をかけております。</p>
100	<p>直接の原発事業者や、原発事故のケースを認めようとせず事故対策を回避する決断を下した安倍総理が、金銭面での責任を明示的かつ徹底的に果たす、ということがまだ行われていません。その段階を踏んでいないのに、負担を広く一般国民に押しつけるという方向には、まったく承服できません。国民感情も、商取引における倫理も、まったく踏みにじるものです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p> <p>その上で、廃炉に要する資金につきましては、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保することとされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところであります。</p> <p>加えて、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。</p>
101	<p>該当箇所：電気事業法施行規則第五節の二 賠償負担金の回収等</p> <p>原子力事業者が本来は確保すべきでありながら確保していなかった賠償への備え(賠償負担金)の費用について、託送料金に上乗せして回収しようとする制度変更には反対します。</p> <p>「発電に係る費用については、本来、発電部門で負担すべき」であり、こうした費用は本来原子力事業者が負担すべきもの(出典：「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」中間とりまとめ)です。</p> <p>託送料金は、送配電のネットワークに要する費用として限定すべきであり、いくら便利に利用できるからといって、送配電のネットワークに要する費用以外を上乗せすべきではありません。</p> <p>託送料金にこのような費用を上乗せすることは、規制料金として総括原価方式で透明性ある厳密な査定をすべき料金の内訳が不透明になってしまいます。</p> <p>このような送配電部門を独占する一般電気事業者に対する優遇は、競争中立的に託送料金の低減化をめざすという、制度そのものの基本的性格を歪め全体の料金体系への信頼を損なうものです。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることができる制度となっており、</p> <p>賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や、原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等を勘案し、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講ずることとしており、「全ての消費者が広く公平の負担すべき費用」を託送料金の仕組みを利用して回収する措置が、電気事業制度の性格をゆがめるとの御指摘は当たらないと考えております。</p> <p>なお、託送料金については、既に、電気事業法に基づく厳格な査定プロセスが措置されていますが、今般、新たな措置を講ずるにあたり、これに加えて、閣議決定した福島復興指針において回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記し、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会のチェックを受け、毎月消費者に届けられる料金明細票等において明記するなどにより、「透明性」と「適正性」を確保いたします。</p>
102	<p>該当箇所：電気事業法施行規則第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等</p> <p>特定原子力発電事業者の廃炉費用を、託送料金の仕組みを利用して回収が可能な制度への変更には反対します。</p> <p>廃炉費用は、特定の発電所の発電にかかるコストの一部です。託送料金に特定の発電のコストを上乗せすることは、特定の発電方法を優遇することであり、認められるものではありません。</p> <p>廃炉費用は、原子力発電所を持っている電気事業者が自己の電気料金の中で回収すべき性格のものであります。このような優遇措置は、競争中立的に託送料金の低減化をめざすという、制度そのものの基本的性格を歪め全体の料金体系への信頼を損ないます。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>

103	<p>「眼前の問題をクリアできればそれでいい」というスタンスで、安易に“取り易そうなところから取ろう”と決められたような感じが濃厚にする案だと思えます。原発が国策であるから国民から取ればいいという単純な話ではもちろん無く、国策と言えども“民営”であり、好き勝手に、さまざまな面で優遇されてきた電力会社が先ずは責任を果たすのが筋だと思います。</p> <p>そして、まだ再稼働を推進し続け、廃炉・賠償費用を含めてもなお、原発が低コストであると言い張るならば、電力会社だけでまかなえばよい話だと思えます。その為に電気代を上げるということは無しで。</p>	<p>今般の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。</p>
104	<p>とにかく、昨年の電力小売自由化に伴う「広域機関システム」の不備も含め、国は一体何をしているんだろう、国民の税金を使って、国民の生活を安全、安心に導いたり、向上させるところか、不安、混乱、不利、不幸にさせているだけではないかと思えます。政治家、官僚、役人は、それが仕事なのですからもって真面目に頭を働かせてやって欲しいと思えます。本当に色々とお粗末過ぎます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
105	<p>絶対反対！</p> <p>賠償や廃炉の費用を負担すべきは、事業者であり事故を起こした東電。すでに支援機構を通じて多額の国費が投じられていること自体が異常。このうえひろく国民が負担する仕組みをつくることは、今後事故が起きた場合の先例とされてしまい、原発事業者は「安心して事故を起こせる」ことになってしまう。責任もとれない事業などする企業をなぜ国費で助けるのか、原発だけ何故特別なのか、まったく理不尽。</p> <p>備えるべき対策を怠り、積み立てておくべき資金を「甘い汁」として分け合ってきた歴代の東電役員や金融機関、関連企業、そして監督を怠った省庁の責任者たちが、せめて事故の責任を取り、ため込んだ儲けを事故処理に充てるべき。それでも事故で失われたもの（命や暮らし、将来世代の未来）は取り返しがつかないが。</p> <p>電力使用者＝ひろく国民に負担を強いるのであれば、代表である国会で議論すべき。国民が選んだわけでもない役人だけで勝手に進めるのはおかしい。また、ようやく「電力自由化」で原発以外の電力を選べるようになったのに、やはり原発資金を負担させられることになる。再生可能エネルギーの足を引っ張る政策であり、「電力自由化」が有名無実になってしまう。なぜ国会で議論しないのか。</p>	<p>2011年の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるといたしました。全面自由化に伴って回収が困難になる賠償の備えの不足分の回収に託送の仕組みを利用するのは今回限りの措置であり、福島復興指針(2016年閣議決定)においても、上限を2.4兆円とすることを明記しております。</p> <p>福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。また、政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。国も前面に立って取り組み、国民負担を最小化する観点から、必要な制度整備等を行ってまいります。</p> <p>なお、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっていることを踏まえ、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
106	<p>原発の電気は本当に安価なのか、過去に投じられた国費や今後必要な国費の予想、検診や健康被害による医療費の増加分、地方自治体による訓練や避難のための負担など、原発を維持するために生じるすべての費用を含めて明示すべき。そのうえで、今後も負担を続けるのかを国民に問うべき。</p>	<p>各電源の発電コストについては、平成27年5月に総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告において試算を行っており、この中で、原子力発電の発電コストについては10.1円/kWh以上と試算しております。</p> <p>この原子力発電の発電コストは、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各費目を算入したものです。</p>
107	<p>第45条の21-2 賠償負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。 第45条の21-5 廃炉円滑化負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。</p> <p>黒字であれ赤字であれ私企業の商売に国が口を挟む事はないと考えます。事故を起こした故の賠償金及び事業撤退に伴う経費は、当事者企業がその費用を計上し、積み立て、担保すべきものであり、国が「利用料金に上乘せしめろ」という筋のものではないと思えます。まして東電の決算は黒字なのです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p> <p>なお、電気料金は総括原価方式の下で、料金の算定時点で現に発生している費用等、合理的に見積もられたもののみを原価に算入することを認めるという運用を行ってきました。このため、元来、合理的に算定できない時点では回収していなかったものも、費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価として算入するという考え方を採用しております。</p>
108	<p>&lt;原発は安全&gt;は全くの嘘となり、&lt;原発は安価&gt;というのもこの条文で自ら偽りと認めた事になります。</p> <p>国や公務員は市民・納税者の為というたて前すらかなぐり捨てたこの省令は認められません。被害者がなぜ自分で賠償金を負担しなくてはならないのか、これは1納税者の、そしていつか被害者になってしまうかもしれない者の率直な意見です。</p>	<p>痛ましい原発事故により、福島を始め多くの方々に多大な御迷惑をおかけし、復旧・復興はいまだ道半ばである中、原発への様々な御意見があるのは、当然のことと考えます。しかし、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p> <p>原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。</p> <p>なお、現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。</p>

109	<p>第五節第四十五条二十一の二(賠償負担金の回収等)  " 五(廃炉円滑化負担金の回収等)</p> <p>何故一事業者が起した事故の負担を国民(ほぼ)全員が取らないといけないのか?また、廃炉についての考え方が甘い。(廃炉は事故を起こした事業者が責任を持って処理して欲しい。)</p> <p>東電は、一時は社員の給与を減らしたにもかかわらず、今は前とまではいかないが一定の水準までもどって来ているのに身銭は切らないで国民に押しつける意味がわからない。事故を過去のものにしようとしていることが無責任です。福島原発は、まだ廃炉になんてなっていません。まだ事故のままだということを認識してほしい。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島の復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p> <p>その上で、賠償資金につきましては、事故当時の2011年に原賠機構法による備えがなかったことによって賠償への備えの不足が生じてしまったことは政府として真摯に反省すべきと考えており、福島の復興を支えるという観点から、また、当時原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から「公平に回収」させていただきたいと考えております。</p> <p>廃炉に要する資金につきましては、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保することとされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところです。</p> <p>また、東京電力はこれまで、計画を上回る水準の経営合理化を達成してきているほか、今後も、本年5月に認定された「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」に基づき、グループ丸となって福島への責任を貫徹することとしています。</p>
110	<p>第四十五条の二十一の二に「一般送配電事業者賠償負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない」</p> <p>賠償負担金は事故を起こした当事者が支払うべきものです。個人または一般企業であれば支払えない場合はすべての財産を投げ売ったうえで、責任を果たす、果たすことができない場合は、破産や倒産をしてしまいます。そのような経験の中で(苦しみ)過去を悔い、けじめをつけて、これからの人生を前向きに進んでいっています。それが日本の経済活動として当たり前に行われてきたことだと思っています。</p> <p>しかし、二〇一一年の原発事故は当事者は事故が発生することを想定せずに、我々が以前から原発に反対していることに「安全である」と耳を貸さず、事故が起きてしまうと安易に「一般送配電事業者賠償負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない」と省令のもとに最終国民に負担させることを正しいとしようとする内容です。現在も停止した原発を稼働させて、今度は賠償負担金をプールしようとしているようですが、託送料に組み込み、国民に負担させようとしています。私たちは原子力に反対し、原子力ではなく、自然エネルギーで電気を賄うことができるように取り組んでいます。いずれ実現します。その時も「託送料金」のもとに「賠償負担金」や「廃炉円滑負担金」を徴収し続けるのでしょうか?であれば、受益者負担の原則からも逸脱すると思います。</p>	<p>2011年の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えようという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるといたしました。</p> <p>なお、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっていることを踏まえ、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
111	<p>「原発は事故は起きない」「十分な対策を行ってきた」といわれてきましたが残念ながら事故は現実のものとして起きてしまいました。</p> <p>今の日本(世界中)では、毎年ゲリラ豪雨、洪水、自身の多発、異常な気温と、毎年「記録的な」異常気象です。もはや人類の誰も経験しなかったことが徐々に起ころうとしています。したがって、これまでの「安全」や「絶対」には通用しません。予測がつかないことを誰もが感じているはずですが、今こそ原発をなくす、代わる自然エネルギーを模索し国会レベルで徹底的に議論したうえで、未来にわたって考えていくべきだと思います。</p>	<p>原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。</p> <p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。</p> <p>その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p> <p>原発については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。</p> <p>この新規基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案して、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しております。</p>
112	<p>どうして「旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定できなかったものを、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとする」ことができるのか、その理由と根拠が示されていません。</p> <p>「賠償負担金」とは、東京電力福島第一原発の事故の賠償費用を指すと思われますが、どの額について、当初国からは5.4兆円とされていたものが現在は7.9兆円と言われ、およそ2.5兆円も増えていると聞いています。このような多大な金額を事実上国民のほとんど(沖縄電力管内の需要家は除く)とされていることは承知)から徴収することを、このように一方向的に行政上の権限として省令(電気事業法施行規則)を書き換えることによって実施しようとするのは、あまりにも非道なやり方です。</p> <p>沖縄電力エリアを除く全国の需要家(国民)は無責任であるにも拘らず、何の情報開示も説明も受けることなく、したがってそれに意見を持ち、福島の復興に向けての話し合いをすることもなく、ただただ、その費用の負担を一方向的に決められていくこととなります。</p> <p>百歩譲って、このパブリックコメントを以て意見を聴いたと経済産業省が考えるとするならば、こうした意見を持つ人びとが沢山いると思われれますので、そうした反対意見や他の沢山の意見(普通の感覚のだれが考えてもこうした意見を持つことがありうる)と思います。もちろん、そうではない、必要だと考える意見の人もあるかもしれません)をもとにした議論をきちんと行い、こうした秘密裏に近い省令改定をもって決めていくのではなく、現在と将来の国民すべてが、自分たちで「こういう判断をした」と思えるようにすべきです。</p>	<p>政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えようという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>この度いただいた御意見を踏まえ修正を検討するとともに、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>

113	<p>対処費用は青天井に膨れ上がると思います。東京電力福島第一原発事故の対処費用全体が、当初の国の説明では11兆円だったものが現在は21兆円を超えていると聞き及んでいます。50兆円～70兆円に及ぶという発表(本年3月17日日本経済研究センター発表)すら出ており、この間の事情(原発に係る建設・安全対策・廃炉・賠償等あらゆる領域で、当初出された見積りがどんどん増えていくこと)に照らして、そういった可能性もあると思います。それを考える時、ますます、徴収と負担が今回のこの省令改定でもって決められていくやり方を反省してもらい、皆が考えていくような決め方をすべきと言います。</p> <p>「賠償負担金」算出の論理にも、表向き目的と省令内容のすり替えがあります。この賠償負担金の算出の論理が分からないのですが、一方では、福島事故の賠償費用の上積み分として当初5.4兆円であったものが現在7.9兆円でその2.5兆円分を2020年から託送料金に転嫁すると説明や報道もされたと思うのですが、元とされている経済産業省『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめ(平成29年2月)』を読む限り、そうした必要・目的からの算出でなく、「過去分」試算3.8兆円から2020年までに徴収される一般負担金1.3兆円を控除した2.4兆円であるとして、算出額が示されています。表向きは「福島の復興のため」と喧伝しながら、実は「過去分」を計算するところなりすまそう算出のされ方がされていて、巧みに論理のすり替えがされていると言わざるを得ません。</p> <p>素朴な疑問。事故の責任は事業者が負うべきものでないのですか。最後に、一番素朴に思うことですが、原発事故への賠償費用を捻出する責任は原子力発電事業者であり、そのための費用を積み立てておく責任も原子力発電事業者にあるのではないのでしょうか。東京電力の経営者や、その株主、融資してきた銀行などの、いわゆる利益関係者は、一体どのような責任を取っているのでしょうか。これだけの損害と賠償や対処をせねばならない事故に対する責任を取っているとはとても考えられません。教えて欲しいと思います。こうした情報も含めて議論すべきです。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p> <p>賠償の備えの不足分の規模は、賠償費用の見込みの増加額に充てることでできる額として算出したものではなく、現行の原賠機構法の一般負担金の算定方式を前提に、各原子力事業者が納付する一般負担金の額がえ、各事業者が保有する原子力発電所の設備容量(熱出力kW)等を基準に決定されていることを踏まえ、現在の一般負担金の設備容量(kW)当たりの単価(直近の一般負担金の総額(約1600億円)÷直近の各炉の設備容量の合計(約1億5千万kW))を約1070円/kWと算出した上で、これに、原賠機構法成立以前の全事業者の設備容量の累計(各炉の設備容量×炉年(運転開始後の経過年数))である約35億kWを乗じること、福島事故前に確保すべきであったと考えられる額の総額を約3.8兆円と試算したものです。その上で、できる限り負担を求める額を抑制する観点から、最も保守的な考え方に立って、託送制度を利用した回収を開始する2020年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとして、2.4兆円と算定しています。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>また、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。</p>
114	<p>「電気事業法施行規則」第五節の三(廃炉円滑化負担金の回収等)中の第四十五條の二十一の五について</p> <p>まず第一に、どうして「原子力発電事業者が原子力発電工作物の廃止を実施する資金を、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとする」ことができるのか、その理由と根拠が示されていません。原子力発電の廃止・廃炉は、原子力発電を行ってきた事業者が責任をもって行うのが常識であり、また、そのための積立も行っておくべきではなかったのでしょうか。経済産業省の今年2月「中間とりまとめ」を読むと、「廃炉を円滑に進めるために、自由化のもとでも「着実な費用回収を担保する仕組み」として、総括原価方式の料金規制が残る送配電部門の料金(託送料金)の仕組みを利用する」と書かれています。廃炉の責任を負う事業者の責任が不在で、本末転倒の理屈です。加えて、まるで「自由化」のせいだ廃炉が円滑に進められなくなるかのような論理展開です。そして「廃炉」を人質にとっています。</p> <p>現在、全国で6基の廃炉が決まっています。その費用が足りない、あるいは回収できなくなるのですか。そうであれば全国50基の廃炉の費用はそもそもどれだけ準備されていて、今足りないのか回収されなくなるのか、そうした費用の全体像が全く分かりません。それらの情報や見通しを開示して、どうしていくかの議論を行えるようにすべきです。</p>	<p>ご指摘のとおり、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な措置であると考えております。</p> <p>なお、通常の原子力発電所における廃炉費用については、解体引当金省令等に基づいて、廃炉時に発生することが見込まれる廃棄物の量等を合理的に見積もった上で、個別の原子炉ごとに算定を行っており、弊庁審議会において見積額をお示ししております。</p>
115	<p>現在エネルギー基本計画の議論が経済産業省の委員会でされている様子ですが、休止中の原発再稼働に留まらず、新建設の声も上がっていると聞きます。そうしたらまた、それらの廃炉の費用をこんな風に託送料金に展開していく、そうした繰り返しと堂々巡りをつづけることになるのかと思われま。そもそも国の指針では、今休止中の原発全てを再稼働しても原発電源のエネルギーは足りないということと承知しています。</p> <p>それらの事柄を棋に置いたままで、廃炉のための莫大な費用を発生させる原発の存在をそのままにし、あるいは増やそうともし、その一方で、「廃炉を円滑にするために託送料金の仕組みを使って全国民からその負担金を徴収する」ということを、省令でもって一方的に決めていくことには賛成できません。</p>	<p>エネルギー基本計画の見直しについては、8月9日に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会を開催し、議論を開始したところです。今のエネルギー基本計画は、2030年を目標とするエネルギー政策の大方針を示したものであり、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会では、その目標の実現に向けた検討を行うこととしています。</p> <p>また、御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。</p>
116	<p>「電気事業会計規則(第二条関係)』第二十八条の二(原子力特定資産に関する特例)及び第二十八条の三(原子力廃止関連運搬定に関する特例)について</p> <p>一体どうして廃炉されるものや汚染されたものを設備や資産として帳簿計上するようになるのでしょうか。その論理が理解できません。分かるように教えて欲しいと思います。</p> <p>「原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産」という意味が分かりませんが、それも含めて、廃炉となった時の施設や核燃料やその解体や再処理に係る費用を、一体どうして資産として計上することができるのか、その論理が理解できません。分かるように教えて欲しいと思います。</p>	<p>廃炉会計制度は、財務的な理由により、事業者の合理的な廃炉判断をゆがめたり、円滑な廃炉の実施に支障を来すことのないよう、廃炉に伴って一括して生じる費用を分割して計上することを認める制度であるためです。</p>

117	<p>「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」第二十六条の二（変動額認可料金の算定）について</p> <p>一般送配電事業者は、きつと青天井に増えていくことになるであろう「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」の二つを随意に増やすことができる、そしてそれを基に、今後果てしなくずっと、託送供給等約款に定める託送料金を上げつづけて、託送供給の相手である新電力事業者に請求することができるようになる、と理解しました。</p> <p>いくら福島賠償費用が増えようと、いくら全国原発の廃炉費用が増えようと、大手電力会社はびくともしないで国民にその負担と責任を押し付けていけることを、書類提出という事務手続きさえすればやれるようにするという、きわめて悪質で巧妙な手段であり、反対です。</p> <p>大手電力と国は、青天井となる措置や廃炉費用増額を随意に国民に負担させる事ができると決めようとしています。非道極まりありません。この規定は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の二つをその後随意に増額できる、それを約款料金として改定して良いとするものようです。この二つ以外の営業費が外生要因で減る場合にそれを無条件に反映させるということは当然ですが、一方でこの二つは無条件に増やしていける、となっています。</p> <p>東京電力福島第一原発事故処理費用も前述の通り、当初1兆円が現在既に2兆円を超えています。これらの例を考えるならば、挙げられている「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」もまた青天井で増えていくことが容易に予測できます。喜ぶことのできない現実です。書類提出を隠れ蓑に、青天井の増加を何事も無く切り抜けています。</p> <p>この規定は、そうした青天井の増加をそのまま何事も無かったかのように事務的に書類整理をすれば、託送料金へそのまま転嫁してそれで済ませるというものです。巧妙であり、現実を隠蔽して国民負担を求めていかせる、問題の本質が現れる規定です。このような進め方をほんとうに止めるべきです。国民を愚弄するものです。</p>	<p>原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、今回限りの措置です。閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されております。今回、全ての消費者から公平に回収する総額を算定するに当たって、主に2010年度以前の原子力発電所の累積の設備容量を用い、設備容量当たりの単価をかけることで算定しています。単価については2015年度の設備容量及び一般負担金の額から求められていること、設備容量は過去の実績であることから、今後の状況変化が生じたとしても、これらの条件が変わることはないため、上限に変動が生じるものではないと考えています。</p> <p>また、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>なお、原価算入にあたって、賠償への備えの不足分は福島復興指針(2016年閣議決定)においても、上限を2.4兆円とすることを明記しており、廃炉円滑化負担金については、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、廃炉会計制度の継続に必要な費用に限るとしており、無条件に増やしていけるとのご指摘には当たらないと考えております。</p>
118	<p>「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」第五条（控除収益の算定）、第十六条、第十七条、第二十二條（燃料費等の変動額認可料金の算定）、第二十三條（送配電関連費等の変動額認可料金の算定）、第三十九條（届出料金に関する準用）、第四十條（変動額届出料金の算定）等について</p> <p>「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が今回の省令改定によって一方的に託送料金へ転嫁されることが決められ、その増額も随意にされつづけることが、こららの規定にもそのまま反映されていると思われます。ここまで述べた理由から反対です。</p>	<p>託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度を措置するにあたって、賠償への不足分の回収を行うために必要な規定を設けさせていただいているものです。</p>
119	<p>まず原発事故損害については、平成23年3月に起きた東電福島第1原発事故が発端である。それ以前は、事故は想定していなかった、というが隠されていた。事故を想定すると原発建設および発電事業に支障が出るという判断があったためであろう。とにかく原発は安全であると一般国民は思い込まされていた。それが国および（沖縄を除く）一般電気事業者の政策あったともいえる。これ自体が問題であるが、このことの反省が今回の原子力政策に反映されていない。</p> <p>もちろん今回の電気事業法施行規則改正案にもである。つまり原発事故は起きるのであったという考えは隠されてきたのであり、この責任を忘れて、これを全く無関係の（原発と無関係の）電気使用者や電気事業者負担させるのは、自分が犯した罪の償いを多くの知らない人に押し付けるのも同然で全く理不尽である。しかも事故の直接の責任についても現在複数の裁判で抗争中であり、少なくともこの判決を待つから考えるべきである。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p> <p>その上で、賠償資金につきましては、事故当時の2011年に原賠機構法による備えがなかったことにより賠償への備えの不足が生じてしまったことは政府として真摯に反省すべきと考えており、福島復興を支えるという観点から、また、当時原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から「公平に回収」させていただきたいと考えております。</p> <p>また、廃炉に要する資金につきましては、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大宗を確保することとされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところです。</p>
120	<p>このような施行規則案の根底には、国のエネルギー政策に「原発ありき」が固定化しており、その根拠としてベースロード電源があり、ベースロード電源の中核が原子力発電としていところにある。今回のパブリックコメントは、この議論はすでに終わっていて、それを前提にしているというのであれば、それは考え直してもらわねばならない。もちろんエネルギー政策の根幹を再考することは簡単ではないことは承知しているが、原発はあまりにも問題が多すぎる。それ等の多くの問題を解決するための多くの国民や事業者がで理不尽を強いられることは、調和を欠いており、またどこかでほころびを生じることは客観的に予想できることであり、将来に禍根を残すことになる。</p>	<p>「ベースロード電源」とは、発電の際の運転コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜問わず継続的に稼働できる電源のことであり、具体的には、地熱、一般水力、原子力、石炭がベースロード電源とされています。</p> <p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。</p> <p>その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p>

121	<p>そもそも、東京電力という民間企業の損害賠償とその損失を、なぜ消費者に負担させようとするのか全く理解できません。これまでも、事故前から原発事故への対策や使用済み核燃料の対策についてはどうするのか、原発に危惧を持つ多くの人たちが株主総会などで、その具体的な対策と原発からの早期撤退について問い続けてきました。そもそも、福島原発事故以後も原発の運転を決定したのは電力会社自身です。そうであるなら自らの利益、資産の範囲内で責任を取るべきで、電力の使用者に負担を強いるなどはとんでもないことです。これまでも電力会社は、「総括原価方式」という他の事業者には認められない「特別」な料金システムで保護され続けてきたのです。また廃炉料金などについてもすでに消費者に負担させてきています。これまで何の対策もせず、ましてや事故を起こした責任も取らずに、そのツケを「託送料金」に乗せようとするのは、社会的、道義的にも許されません。経産省がやるべき電力自由化にも反しています。過去の原発事故の負担金を求めるというのでは、電力の自由化ではなく不自由化になりませんか。</p> <p>経産省は、「国民が事故対応費を負担しないまま、安い電気を使ってきた」と、未払い分の事故対応費を過去にさかのぼって負担すべきとしています。普通に考えても成立しません。将来支払うべきものとの契約でも交わしたなら別ですが、もうすでに使用してしまったものについて、現在ましてや将来的にも「支払え」などという契約を電力会社と交わして電気を購入していません。また、消費者がすでに支払った電気料金の中には、損害賠償保険料、減価償却費、各種引当金などがあります。それは各電力会社が経営方針と経営計画に基づき算出したもので、必要であったとするなら、各電力会社がその時点できちんと参入すべき経費でした。それもせず漫然と「総括原価方式」に守られて経営をしてきた取締役の尻拭いを消費者に転嫁させるのはおかしいです。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増え、改めまして検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
122	<p>電力の自由化の趣旨は、「発電」「送配電」「小売」を分離して自由で公平な競争の元に消費者が自由に電力を選択するものでした。2016年の電力自由化の以前は、地域独占のそれぞれの地域の電力会社としか契約できなかったものであり、追加請求などというのはありません。</p> <p>また、新たに参入した新電力に「過去」の電気事業者の起こした原発事故の「事故処理費用、賠償費用、廃炉費用」まで負担させるということは、電力自由化の趣旨に反していませんか。既存の電力事業者の起こした事故の責任は、当該事業者やかつてその利潤を享受してきた利害関係者である銀行や大株主などが責任を持ち過去に遡って賠償や事故費用を負担すべきです。</p>	<p>今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、電力自由化の趣旨に反するとの御指摘は当たらないと考えております。</p>
123	<p>東電は原発事故の責任をとらないまま、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から賠償金として資金交付されています。これは国民の税金からなるものです。今回、閣議決定された従来の電力会社から支援機構への一般負担金返済にあたって、これを電力会社の電気料金の中に入れて、新電力会社の託送料金からも徴収される事に反対します。そもそも、これは国税と託送料金徴収という国民には二重負担が掛かります。</p> <p>原発でない発電を選んだ人から徴収するのはおかしいです。これは電力の自由化を破壊するものです。中立の送配電計画に反するものです。そして、過去分があるから支払いを、という発想はこじつけの論理にしか思えません。これは会社経営上のルールから逸脱するものです。</p>	<p>原子力損害賠償・廃炉等支援機構から東電への資金交付は、原賠機構の保有する交付国債を償還することにより行われていますが、これにはエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援決定による借入金収入が充てられております。償還分は、負担金を主な原資とした原賠機構の利益の国庫納付によって回収されるため、資金交付について二重負担が生じているとのご指摘は当たらないものと考えています。なお、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増え、改めまして検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
124	<p>賠償の責任は、事故を起こした電力会社が負うべきものです。それが一社で追うことが不可能なほど莫大であるというのなら、そのような損害を起こす原因をまず取り除くべきです。つまり原子力発電を、一切やめるべきです。それが、原発を推進してきたあなた方が、第一に取り組むべきことです。それをしないで、相変わらず、原発は必要だと言い続け、事故のコストを、広く国民に押し付けようなど、とんでもないことです。絶対にやめてください。</p>	<p>責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p> <p>御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。</p>
125	<p>託送料金が今後も規制料金として残される以上、いかに託送料金供給約款等で厳正な査定をしても、託送料金に費用を上乗せを法改正も行わずに行うことは、託送料金の内訳等の不透明化、高止まりどころか上昇し続けることは明らかであり、送配電部門を独占する一般電気事業者への優遇措置以外のなにものでもない。競争中立的に託送料金の低減化をめざすべき制度の体系そのものをゆがめるものであり、かような省令改正で済ませるべきではない。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。</p> <p>今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
126	<p>電気事業法施行規則第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等</p> <p>廃炉費用は、特定の発電所の発電にかかったコストの一部であり、その収支に関してはすでに一般電気事業者がその収支を得ているはずである。廃炉費用は原子力発電所を持っている事業者が電気料金のなかで回収すべきである。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p>

127	<p>制度全体に対して 今回の施行規則改正による制度変更は各方面から批判が山積された「中間報告」以後十分な議論もないなか、夏季休暇時期に改正のバブコメを募集するという手法により行われたものであり、国民の意見を政策に反映するという意図が見られない。国民の必要不可欠なエネルギー政策の重要課題を遂行するためには、的確な情報公開のもと、十分な説明と国民的議論を起こす姿勢をもつべきである。</p>	<p>今般の省令改正は、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から必要な制度措置を講ずるため行うもので、行政手続法の規定にしたがってパブリックコメントを実施しております。</p>
128	<p>そもそも事故の責任が東京電力にあることは間違いないところであり、かかる負担を消費者に負わせることはまさに安易かつ身勝手な論理でしかない。まずは、東京電力が持てるすべてを投じて廃炉に邁進すべきであり、それによって社業が傾いても、それは原子力発電を自らが選んだ結果であり、消費者にその責任をも被せるべき筋合ではないのだ。 かくも廃炉費用が膨大になるにもかかわらず、国や電気事業者は相変わらず原子力発電を推し進めようとするのは、いかなる料簡によるものか、まったく理解にくるしむのである。高浜、美浜、伊方といった原発の避難態勢が確立されていないのは、まさに無責任の極みでしかない。託送料金に廃炉費用を上乗せするという悪しき前例を作らないよう断固として強く反対するものである。以上これは、あくまでも個人の意見であるということとを申し上げて結びとする。 脱原発！ 再生可能エネルギーへの積極的な転換を果たして、正しい日本を取り戻すのが愛国者の道である！ 現政権、およびそれに追従する官僚も産業界も非愛国者、偽愛国者の集団と言わざるを得ない。</p>	<p>事故炉の廃炉については、今般、事故事業者に対し廃炉に要する資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課すこと等を内容とする原賠機構法の改正が行われ、今後、本制度に基づき廃炉に要する資金が積み立てられていくこととなります。具体的には、今後、東京電力は、グループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を捻出し、機構に積み立てていく予定です。 また避難計画は、法令上、原発の再稼働の要件ではありませんが、地域住民の安全・安心の観点から、その策定を着実に進めていくことが重要で、その上で政府としても、自治体と一体となって、積極的に避難計画の具体化・充実化に取り組み、各地域の計画の内容が、原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的となっていることを（原子力防災会議にて）確認し、了承していくこととしています。当然のことながら、原子力災害対策に、「これで完璧」ということはありません。政府としては、防災訓練を通じた検証も含め、避難計画の改善・充実へ向けて、自治体と協力して継続的に取り組んでまいります。</p>
129	<p>再生可能エネルギーについては固定価格買取制度のもと、「再エネ賦課金」が消費者に対して明示されているが、原子力発電所に関する費用が託送料金に上乗せされ、明示されることなく徴収すれば、消費者は再エネの支援に対する負担のみを感じるようになる。こうした制度は著しく公平性を欠き、原子力発電所を建設した発電事業者を厚遇し、新規事業者の競争環境を不利にする。</p>	<p>託送料金については、既に、電気事業法に基づく厳格な査定プロセスが措置されていますが、今般、新たな措置を講ずるにあたり、これに加えて、閣議決定した福島復興指針において回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記し、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会のチェックを受け、毎月消費者に届けられる料金明細票等において明記するなどにより、「透明性」と「適正性」を確保いたします。</p>
130	<p>東電が何も責任を取らず、そのうえ国民に費用負担をさせるなど許せません。東電は解体し、役員ら責任者の個人資産も没収して然るべき。そして直ぐに脱原発へ。新設も使用期間延長も輸出も絶対だめ。</p>	<p>福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。 また、資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。 政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p>
131	<p>原子力発電は、その誕生・開発の母国アメリカで原子力産業が立ち行かず、発電所の新規建設もほぼ行えない状況が示しているように、将来性のある持続可能な事業でないことは明らかになっている。東京電力福島第一原発事故発生以降、世界中で原子力発電所の安全規制が見直され、それ以前は当たり前稼働していた原発が、軒並み追加の安全対策を必要とすることになり、原発を稼働させるためのコストは大幅に増大している一方、再生可能エネルギー施設は投資が拡大して価格が下がり、原発は市場競争により淘汰されていくことが自明となった。そのような斜陽産業を国策で支援・優遇することについて、国民は理解も納得もしていない。 いかなる理由で、経産省は原子力事業者を優遇し、その利益を代弁する政策を遂行するのか、一国民として理解できず、この度の電事法施行規則一部改正省令(案)に反対する。 経済産業省は、日本の経済全体の健全で持続可能な維持発展に責任を持つべきで、特定の産業(原子力産業)の代弁者であってはならない。原子力産業が衰退することが日本経済の衰退につながる(から優遇・推進しなければならぬ)という議論は、それが避けられない世界情勢であることを正視せず、無策のまま日本経済の衰退に手をこまねくことであり、全く納得できない。 経産省は、原子力に将来はないという現実から目を背けず、東電福島第一原発事故の収束に責任を果たし、東芝をはじめとする原子炉に関わる製造業が、原子力に拘るがゆえに経営破たんする状況から抜け出せるよう指導するべきである。</p>	<p>政府としては、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、原子力への依存度をゼロにすることはできず、一定程度の原発は稼働させなければ、責任あるエネルギー政策を実行できないと考えております。 原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。</p>

132	<p>今回のこの度の電事法施行規則一部改正案は、経産省省令だけで設定・変更が可能な託送料金制度を本来の用途を大きく外れて使いまわすことで、こっそり東電の救済や原子力発電事業の維持を目的とする不公平な下支えを工作している。託送料金は経産省の打ち出の小槌ではない。東京電力福島第一原発事故の損害賠償や廃炉費用を回収する手段に安易に(原子力事業者にとって都合よく)用いることは、電力自由化の趣旨に反し、日本の電力システムに対する国内外の信用を貶めることにもなる。このような姑息な政策ではなく、事故処理や賠償に自己資産を超えて多額の資金を必要とする東電は解体し、東電の送配電部門は国が買い取り、それを核に他の旧一般電気事業者が所有している送配電事業も統合して、国内の送電網を国有化する方が、発電及び小売り部門において自由化を貫徹して経済効率性の最大限向上を目指しつつ、安全性を前提に、安定供給と環境への適合性を確保することに資する。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となり得ます。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p> <p>その上で、昨年末の「東電改革提言」にもあるとおり、我が国の送配電事業が共通に抱える課題を各社が連携して解決し、電力産業全体の競争力強化が進められていくことが必要であり、事業者間で対話が進められていくことが重要と考えております。</p>
133	<p>原発事故に係る賠償への備えとして、1F事故発生以前から原子力事業者が積み立てておくべきであった過去の費用(「過去分」)を、将来の電力需要者に「公平に」負担させるという考え方は、何をどう考えても受け入れがたい。国は1960年当時から『大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算』を行って、一旦原子炉で過酷事故が発生した場合の損害の巨大さを認識しながら隠蔽し、原子力事業者も原子力発電事業が起因せしめうる巨大損害の賠償への備えを費用として算定することを怠ってきた。国は国策遂行において、原子力事業者はその経営判断において、賠償の責を負うことになる巨大な損害への対策を講じないことを選択してきたのであり、その選択を過去に遡って覆すことは不可能である。</p> <p>過去において「1F事故前に確保しておくべきであった賠償への備え」を費用として電気料金に算入しなかった責任は、ひとえに原子力事業者と経産省(通産省)にあり、その費用が算入されなかった電気料金を負担した消費者(需要家)にはない。もし、「絶対安全で事故は起こらない」とされていた国の原子力政策の口車に乗し、不適切に「安価過ぎた」原子力発電の電気を無抵抗に消費した者にも責任があると強弁するのであれば、その不適切に「安価過ぎた」電気を安易に消費した契約者を特定して、過去の不適切に「安価過ぎた」電気の消費量に応じて、「過去分」の追加負担を求めなければならない。経産省が、安易な言葉の操作で自らの責任を逃れ、過去に潤沢な利潤を受益していた原子力事業者が負うべき負担を、無瑕疵の消費者に押し付けようとすることはまかりならない。</p>	<p>政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>また、現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。こうした中で、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、消費者間の公平性をどのように確保するのかということであり、これまでの規制料金の考え方も総合的に勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
134	<p>経産エネ庁は一刻も早く無くなって欲しい。世界に醜態を晒す経済破綻爆走の政策を修正出来ない犯罪集団です。1F事故で軌道修正出来ず成長戦略だと図に乗り東芝をはじめ原発御三家を危機に導きました。最後に残った自動車産業も原発電気と同じガラパゴス化を修正出来ません。既得権益にしがみついた財界をバックに無能な安倍政権を繰って命脈を保つ寄生集団に成り果てました。</p> <p>与党絶対多数の国会でさえ審議をさせない卑怯なお手盛り盛り規則改悪！政策の失敗など無視、あり得ぬ理屈を捏造して恥じない。社会主義の官僚統制をも凌ぐお身内お仲間お友達利権満載。公正な自由競争など端からない電力でしたからルールは適当に捏造しお仲間利権温存 最後は国民につけまわし。</p>	<p>この度いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
135	<p>電気事業法会計規則 第5節の2(第45条の21の2~4)の賠償負担金の回収に関する条項は、削除すべきである。</p> <p>事故の損害賠償の費用は、事故を起こした電力会社の商品を生産するための手段によって引き起こされ、それによって発生したコストなのだから、当該電力会社が保険をかけるなり、積み立てておかなければならないものであった。ほかの産業(例えば鉱山)では、事故などで鉱害を発生させた場合の賠償能力があるかどうか国の事業認可の条件になっている。万が一の事故に備えて賠償費用を手当てしなかったのは、経産省の責任もあるが、一義的にはその会社の怠慢であり経営の失敗である。一企業の経営の失敗の尻拭いを事故には全く責任のない全消費者にまで負担させるというのは、道理が通らない。原子力損害賠償法では、責任の集中ということが謳われ、原子炉メーカーの責任は免責され、電力会社がその責任を負うことになっているので、原子力損害賠償法にも抵触する。</p> <p>しかも、過去に徴収できなかった分のコストをこれからの消費者全員から徴収するというのは前代未聞である。過去の消費者は当時の値段で買うことに同意したのであって、値段が高いならなるべく使わないようにしようという判断もできた。後になって追加費用を請求というのは、送りつけ商法と同様、商品取引法にも違反している。また、過去のコストを負担する消費者は、当時の消費者と同じではない。特に若い世代は安い電気の恩恵も受けず、負担だけさせられることになる。このような不公平は許されない。</p>	<p>電気事業においては、料金で政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
136	<p>原発事故の賠償費用は、その原発のコストであるにもかかわらず、その会社と競合する原発を持たない電力会社になぜ他社の発電コストを負担させるのか。原子力発電に関係する電気は買いたくないと考える消費者を顧客に持つ新電力にとっては、営業妨害以外のなにものでもない。消費者の選択権も奪うことになる。ほかの電力会社が事故を起こした時に、その費用を託送料金として全消費者に負担させることはないであろう。東京電力だけが優遇する政策は、電力自由化の趣旨も毀損し、不公平である。</p>	<p>託送料金は、電源の種類とは関係なく支払いが求められるものであり、また、託送料金に含められる費用の内容が、需要家による電源選択の自由を妨げるものではないと考えております。</p>

137	<p>そもそも廃炉費用の見積りの甘さは、当該電力会社の経営の失敗である。積立金の額は経産省から最低限の費用として発電量に応じた金額の積み立てが義務づけられていたが、事業者としては、万が一に備えるのは当然だ。中部電力浜岡原発1、2号機は、一般の事業と同様、解体引当金の不足分や未償却コストは、すべて特別損失として処理しており、ほかの電力会社も同様に処理させないと不公平である。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることに伴い、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p>
138	<p>電気事業法会計規則 第5節の2(第45条の21の2～4)の賠償負担金の回収に関する条項は、削除すべきである。 事故を起こした事業者が手当てしておくべき資金の回収に失敗したのは、その事業者の経営責任であり、その費用を全く責任のない将来の消費者にまで負担させるのは筋が通らない。 そもそも、これまで一般電気事業者が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に払っていた一般負担金は、将来の事故に備えるための相互扶助のための拠出金であるとしてそのコストが電気料金の料金原価に乗せられ、消費者もそれを負担していた。しかし、昨年12月20日の閣議決定において、「原子力事業者の負担金を機構の国庫納付の返済原資とする」ということが決まり、一般負担金の使徒が変わった。今後東電以外の一般電力の消費者には、一般負担金のコストまで払う義務はなくなったと言える。他電力の消費者が東電救済のために支援機構の国庫返済の費用を負担しなければならぬ法的根拠などないからである。 よって、まず先にやらなければならないことは、これまでに払ってきた一般負担金は当初の目的に沿って将来に備えるために支援機構内で別枠で貯蓄しておくか、或いは、もし過去に支払った一般負担金まで支援機構の国庫への返済原資とするのであれば、一般電力会社は偽りの総括原価で負担させた料金を消費者に還元すべきである。それをしないまま、当初説明していた目的外の使徒に使うことは詐欺的行為となる。</p>	<p>2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。 また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法では、一般負担金は「機構の業務に要する費用に充てるため」に、原子力事業者が機構に納付するものとされており、一般負担金が、交付国債の償還費用の元本分に充てられることは、原賠機構法の趣旨に反するものではないと考えております。なお、2013年の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、「交付国債の償還費用の元本分は、原子力事業者の負担金を主な原資として、機構の利益の国庫納付により回収される」とあるように、2013年と2016年の閣議決定で、その考え方に変更はなされていないものと認識しております。</p>
139	<p>まず、一つ疑問があります。この改正案は昨年秋期頃に周知されました。しかし、本当に必要と考えるなら、2011年年内の早い時期に検討・公表することが理にかなっていると思います。なぜ、5年以上経過した時点で出してくるのか。唐突すぎて違和感を覚えます。 この改正案は全国民の電力料金に、東京電力福島第一原子力発電所事故による損害・賠償費用を負担させるものです。ご存知ながら、沖縄電力には原発は一基も存在せず、従って原発の恩恵を浴することなく、被害も存在しないために、負担を強いる必要は一片もありません。 原発事故は成人が引き起こしたものです。2011年3月12日時点で未成人だった人は、成人よりも状況把握も困難であり、成人の保護下であるからには電力料金の支払いも、成人の責任であります。また、2011年3月12日以降出生した方々は原発事故を直接は知らず、ましてや原発の恩恵などもあるわけなく、半恒久的に全ての人が負担するとは、荒唐無稽であります。 原発事故は東京電力に非があります。第一、本国に原子力発電などを導入した時、政・官・財界が一体となって決定したことであり、国民の意思は問われず、一方的なものです。原発は安心安全のプロパガンダを振り撒き、原子力以外の方法を積極的に推進・喧伝することなく、原子力ありきの風潮を作り出したではありませんか。東京電力といえども、一民間企業であります。然るに、CSRの責務を果たす必要があります。東京電力の原発が甚大な事故を起こしながら、国民の電力料金に負担させるとは責任転嫁甚だしく、批判のそしりは免れません。東京電力自ら全額負担したとして窮状に陥っても、東京電力の自己責任です。</p>	<p>2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずることとしたしました。 また、今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮し、原子力の利用実績に比例して措置することとしております。よって、原子力発電所を保有していない沖縄電力管内の託送料金には、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が算入されることはありません。 他方、現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしており、沖縄電力管内を除くエリアの託送料金原価に算入することとは合理的であると考えております。 なお、福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則です。国としても、福島復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p>
140	<p>「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」報告に対して昨年パブリックコメントが実施された。それを受けて中間取りまとめがあったはずだが、「託送料から賠償金をとる」事に反対する意見は反映されなかった。パブリックコメントは「市民の意見を聞きた」という形式だけではいけない。意見に対して検討されるべきだ。 地震は事前予知できない。東南海地震は直近で起こると言われている。予想被害範囲には浜岡原発、伊方原発がある。その他日本中活断層の中、政府は原発の再稼働に必死か、再稼働して事故を起こせばまた賠償金は足りなくなる。施行規則で原発の資金を小手先でやりくりするのではなく、脱原発を計り、国の指導で全原発の廃炉計画を法律を作って進めるべきだ。</p>	<p>電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間取りまとめに関するパブリックコメントについては、御意見を踏まえ、福島第一原発の廃炉に必要な資金を、東京電力がグループ全体での総力を挙げた合理化等で捻出することを明確化するなど、必要な修正を行っております。 この度いただいた御意見を踏まえ修正を検討するとともに、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
141	<p>原発事故から6年以上過ぎて電力会社が学んだのは、何をしても責任をとらなくてよい。原発なら全て国民につけを回して利益だけをとれるということです。安全は担保してませんと明言しながらの規制委員会の再稼働許可が進んでいますが、事故起こしても責任とらなくて良いということでは事故を防ぐことへの意識が向上しなくて当たり前です。</p>	<p>原発については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。 その上で、いわゆる「安全神話」と決別するには、規制水準さえ満たせばリスクがないという考えを排して、事業者自らが率先して安全性向上や防災対策の充実を図り、常に新たな高みを目指していくことが重要です。 このような問題意識の下、産業界においては、規制を満たすのみならず、自主的に安全性を向上させていくための取組が進められています。 安全性の向上に「ここまでやればよい」との終わりはありません。今後も産業界の自主的な安全性向上の取組が着実に進んでいくことを期待するとともに、経済産業省としても、業界の取組を促す努力を継続的に行ってまいります。</p>

142	<p>まず、パブリックコメントを募集する以上、都合の悪い反対意見をなかったことにしないでください。いままで膨大な利益のみ享受して廃炉費用を積み立てていなかったのなら、これから原発を持っている電力会社が自分の電気料金に反映させるべきものです。電力自由化って、ただの隠れ蓑ですか？ 断固反対します。</p>	<p>この度いただいた御意見を踏まえ、修正を検討するとともに、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、通常の廃炉作業に要する費用は、従来から、原子力発電施設解体引当金省令に基づき原子力事業者が一定の期間で積み立てることとなっております。他方、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して託送料金の仕組みを活用することとしており、見積の不備等により発生したものではありません。</p>
143	<p>第一章 第五節の二 賠償負担金の回収等と、第五節の三 廃炉円滑負担金の回収等について、意見します。</p> <p>過去分にさかのぼってまで、需要者に賠償の負担を押し付けようとは、まったく無責任で怒りを感じます。以前の中間とりまとめのバブコメでも書きましたが、原発稼働から原賠機構法の制定まで45年あるというのですが、その間原発の事故も想定せず、事故後の賠償の問題も何ら考慮せずにいたのは、東電の責任です。そもそも原賠機構法が2011年の福島第一原発事故とは、何をやってたのでしょうか。国の対応の遅れを、そして今後の廃炉費用まで需要者(国民)にまわそうとはあまりにも無責任です。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増え去っていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるとしたものです。</p>
144	<p>電気託送料金に原発廃炉費用に上乗せすることに自体、絶対反対です。この省令の何条かという問題ではありません。考え方そのものがおかしいではありませんか。原発や核技術についての危険性や非合理性を、専門家も含めあらゆる層の市民が訴えてきたにも関わらず、一切考慮することなく、50基以上の原発をつくってきたのは、公益の観点から経営環境を保護されてきた電力会社と、その利権を貪る政府関係者です。まず、その方たちの責任を第一義的に問うべきではないでしょうか。それを、おかしいと声をあげた人もふくめ、正確な情報を知らされない、または、まだ判断能力のない人たちにまで、未来永劫に責任の一端を背負わせることになる制度です。</p>	<p>福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。また、政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。国も前面に立って取り組み、国民負担を最小化する観点から、必要な制度整備等を行ってまいります。</p>
145	<p>原発はウランの採掘から廃炉まで、あらゆるレベルで核被曝のリスクが存在し、それリスクを否応もなく追うのは現場で働く人々です。電力会社の経営陣、原発電気をベースロード電源と囁く経産省の推進者、フクシマ事故を不当に低く評価し、線量の高い地域に帰らざるを得ない状況をつくりだす為政者が、まず費用を負担し、現場の作業にあたっていただきたい。そういう省令でしたら、喜んで賛同したく思っております。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。</p>
146	<p>「過去分」の負担 今回の改訂内容は、東電損害賠償の負担金である一般負担金と廃炉等に係る費用を2020年度から「託送料金」で回収するというものです。これは電力自由化に反するものではないですか。電力自由化における発送電分離は、地域独占の大手電力を分離することで公平性と自由競争を促すものです。特に送配電事業においては殆どの電気事業者が利用することになり、各社に対して公平でニュートラルでなければなりません。一電力会社(東電)の一電源(原発)の負債を託送料金で回収するということが、不公平の極みです。違いますか。電力自由化、送配電分離の趣旨に反しませんか。</p> <p>東電の損害賠償金の負担を電気料金の過去分として回収するとのことですが、電気料金を支払った時点で電力消費者は電力会社との「債権債務」関係は清算されるのではないですか。損害賠償が発生したからと言って追加料金を請求できるのですか。電力売買契約約款にその様な条項はどこにありますか。</p> <p>しかもその追加料金を自由料金である「電気料金」ではなく、規制料金の「託送料金」に上乗せするというのは、2020年度からの発送電分離で分社化をする電力自由化の趣旨に反するのではないですか。</p> <p>石油会社が石油タンク爆発で損害賠償が発生した場合、賠償の備えがなかったとして過去のガソリン代の追加料金として請求しますか。東電の損害賠償金を「託送料金」で回収するということは、石油会社がガソリン代ではなく、「高速料金」で不足損害賠償金を回収するのと同じです。その様なことは認められますか。認められるとすれば、三菱自動車のリコール損害賠償金も「高速料金」で回収可能ということになります。違いますか。</p> <p>電力消費者は、電力の利益を享受していたのだから東電の損害賠償の負担をするべき、との意見もあると聞きます。電力消費者は、対等な相対取引関係での電力売買契約をしたのです。利益を享受していたのは、電力消費者よりも東電自身であり、株主、金融機関、原発メーカー、ゼネコン、関連企業ではないのですか。東電を含めステークホルダー(まさしく利益関係者)は、東電の損害賠償金を全く負担(今回の基本指針で負担金は返済金となった)していません。まずステークホルダーから回収するのが筋ではないですか。何故、他原子力事業者に負担させているのに何故、東電のステークホルダーには負担させないのですか。</p>	<p>託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることが出来る制度となっております。今回の賠償の不足分についても、福島復興を支えるという観点や、原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等を勘案し、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行法の下で措置できるものと考えており、今般の措置が、電力自由化の趣旨に反するとの御指摘は当たらないと考えております。</p> <p>また、託送料金を初めとする規制料金の下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もることができるようになった時点で、その時点の料金原価に算入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立っております。</p> <p>福島第一原発事故の責任に関しましては、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと考えられます。</p>

147	<p>電力消費者は納税者として、東電の損害賠償金を税金である交付金で負担しています。基本指針は、この交付金分の借入返済を機構への負担金で行うことを指示しました。つまり国の貸し付けた交付金分の返済を一般負担金で行うとしたのです。原子力事業者には、機構法により負担金の負担義務があります。しかし、東電に交付金を貸し付けた電力消費者(納税者)に、機構の借入金を返済負担する義務はどこにあるのですか。法的根拠を教えてください。</p> <p>しかもこの託送料金で負担するのは、損害保険制度の不備を理由とした保険金あるいは保険料の「過去分」を遡及請求したものです。どこの世界に「過去分」の保険料を支払う企業がありますか。どこの世界に「過去分」の保険料を支払われたからと言って、「保険金」を遡及して支払う損害保険会社がありますか。教えてください。</p> <p>東電は、「過去分」の保険料をどこに支払うのですか。どこの損害保険会社かそれを受け取り相当の「保険金」を支払ってくれるのですか。</p> <p>どこの世界に「過去分」の保険金あるいは保険料を消費者に遡及請求する企業がありますか。教えてください。</p> <p>そもそも損害保険に「過去分」の保険料という概念はありますか。保険とは「将来のリスク」に対する担保ではないのですか。</p> <p>東電の損害賠償の「過去分」を、東電以外の原子力事業者が何故、負担しなければならないのですか。</p> <p>東電の原発発電を享受していない他電力会社の電力消費者が、東電の損害賠償の「過去分」を負担しなければならない理由と法的根拠は何ですか。</p>	<p>福島原発事故後に、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一般負担金を機構に納付しています。</p> <p>原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは、福島原発事故前から確保しておくべきものでありましたが、電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。</p> <p>今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
148	<p>賠償負担金の回収等について</p> <p>「原子力発電事業者は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収するときは、回収しようとする資金(「賠償負担金」)の額について5年ごとに、経産大臣の承認を受けなければならない。」とあります。</p> <p>原子力発電事業者の「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金」とは幾らですか。どの様にして資金を備えておくべきだったのですか。原賠法における保険設計における「保険金1200億円」の設定金額が少なかったのではないですか。</p> <p>「備えておくべき資金」とは、保険金不足のことではないのですか。損害賠償の場合は13.5兆円、損害賠償及び損害損失の場合は22兆円ということではないのですか。</p> <p>損害賠償の備え不足を制度的不備と言われていますが、制度的不備ではなく単に保険設計における「保険金1200億円」の設定金額が少なかったのではないですか。</p> <p>「旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの」とは、「規制料金」下で原価として算定できなかったものを、平成23年3月31日以後は原価として算定しているということになります。平成23年3月31日前後で、原価として算定できなかったものが出来るようになった。それは何ですか。どの様に算定できるようになったのですか。</p> <p>平成23年3月31日以前に原価として算定することができず電気料金に算入できなかったものが、平成23年3月31日以後は原価として算定して電気料金に算入しているということですか。同じ「規制料金」下で電気料金に算入できるようになったのは何故ですか。</p>	<p>現在の原子力損害賠償制度は、原子力損害賠償法に基づき、責任保険等によって賠償に充てることができるよう賠償措置額として1,200億円を措置するとともに、原賠機構法に基づき、賠償の迅速かつ適切な実施及び電力の安定供給等を確保するため、原子力事業者の相互扶助による事故への備えとして、原子力事業者が負担金を負担し、1,200億円を超える原子力損害が生じた場合には、国から交付された交付国債を原資に、事故を起こした原子力事業者が適切に賠償を行うことができるよう資金援助を行うという枠組みによって事故に備えることとされています。</p> <p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。しかし、自由化の進展に伴って新電力への切り替えが進んでいることを受けて、「福島を支える」という観点や、新電力へ切り替えた方々を含め原子力の電気を広く消費者が利用していた実態があること等も勘案し、消費者間の公平性の観点から、託送制度を利用した、公平な回収措置を講じることといたしました。</p>
149	<p>一般負担金には、「将来分」「現在分」「追加分」「不足分」「過去分」それぞれ矛盾する解釈がある</p> <p>「基本指針」のp24には「交付国債の償還費用の元本分は、原子力事業者の負担金を主な原資として、支援機構の利益の国庫納付により回収される。」と規定しました。交付金は、2兆、5兆、9兆、13.5兆円と現在進行形で増額し続けている「現在分」です。東電には、この交付金の返済義務はありません。機構から受け取った交付金に返済義務はないのに、機構の借入金を返済しなければならない法的根拠は何ですか。まして他原子力事業者には、機構の借入金を返済義務はありません。機構の借入金を返済しなければならない法的根拠は何ですか。</p> <p>これまで一般負担金は、「将来の事故に対する備え」の積立金等(将来分)の解釈でした。機構借入金の返済分(現在分)との解釈が変わったということですか。</p> <p>一般負担金を東電の「交付金の返済」とすれば、他原子力事業者が「東電の損害賠償金」を分担負担することになり、「原賠法4条 賠償責任の集中」に違反することになりませんか。ならない理由と法的根拠は何でしょうか。</p> <p>一般負担金が機構借入金の返済原資だとすれば、これは原子力事業者から機構への「利益供与あるいは贈与」となるのではないですか。違うとすれば、その理由と法的根拠は何でしょうか。</p> <p>一般負担金が「贈与」「寄付」となれば、一般負担金は「経費計上」できなくなります。経費計上できない一般負担金は、総括原価方式により「電気料金」に算入することは出来なくなります。違うとすれば、その理由と法的根拠は何でしょうか。</p> <p>電力会社は、一般負担金分を「規制料金」である電気料金で回収できなくなります。できるとすれば、その理由と法的根拠は何でしょうか。東電の損害賠償あるいは機構の借入金返済を「電力消費者(需要家)」が負担しなければならない理由と法的根拠は何でしょうか</p>	<p>福島原発事故後に、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一般負担金を機構に納付しています。同法においては、機構に利益の残余があるときは、同法の規定に基づき国債の償還を受けた額の合計額から既に国庫に納付した額を控除した額を国庫納付することが規定されています。</p> <p>2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。この時点では、規制料金の下、将来にわたって公平に回収することを前提としていたため、「将来分」「過去分」という区別がありませんでした。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>一般負担金は、2011年6月の閣議決定(「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」)において、事業コスト、すなわち電気料金原価に算入することが認められることとされました。このことは、原賠機構法制定時の国会審議における政府答弁の中でも明示されております。</p>

150	<p>「過去分3.8兆円」とは何か  「過去分3.8兆円は、2019年度までに一般負担金で1.3兆円を回収されるので、残り2.4兆円を上限とし2020年度から託送料金で年間600億円、40年で回収する(この内0.24兆円は新電力の消費者負担)。とあります。  「過去分3.8兆円」とは何の不足分なのかですか、保険金なのか、保険料なのか。  過去分3.8兆が保険金だとすれば、電力消費者は保険会社ではないので保険金を負担することはできません。電気料金に算入でき電力消費者が負担するのは保険金ではなく保険料です。過去分3.8兆円が保険料だとすれば、電力消費者が3.8兆円の保険料を支払うと、誰が幾らの保険金を支払ってくれるのですか。それを誰が受取るのですか。  「過去分」の保険料3.8兆円から「現在分」の機構の借入返済金である一般負担金1.3兆円を引くことが何故できるのですか。2020年度から「託送料金」で回収するという「過去分2.4兆円」は、根拠のないいい加減な金額だと言えます。いい加減ではないことを説明してください。  何故、2020年度から電力会社の一般負担金「過去分」2.2兆円を「託送料金」で回収するのですか。「電気料金」で回収しない理由は何ですか。  一般負担金「現在分」の回収を「託送料金」で行うことはないのですか。その理由は何ですか。  基本方針では、新電力の「託送料金」での「過去分」負担は0.24兆円を限度としています。新電力の「現在分」の負担はあるのですか。</p>	<p>福島原発事故後に、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一般負担金を機構に納付しています。原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは、福島原発事故前から確保しておくべきものでありましたが、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、不足していた賠償への備えを3.8兆円と算出いたしました。  今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、2020年からは託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。その上で、できる限り負担を求め額を抑制する観点から、最も保守的な考え方に立て、託送制度を利用した回収を開始する2020年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとして、2.4兆円と算定しています。</p>
151	<p>東電の損害賠償金の「増額分(現在分)」と「過去分」  東電の損害賠償金「増額分」は、5.4兆円から7.9兆円へ2.5兆円増額した。この増額の内1.0兆円を大手電力、0.24兆円を新電力負担としています。大手電力および新電力が「増額分」を負担する理由と法的根拠は何ですか。  新電力の東電の損害賠償金の負担は、「過去分」「増額分」の0.48兆円ということか。それぞれの増額分の回収は「託送料金」で行うのか、それぞれ何で行うのか。  一般負担金は、「将来分」「現在分」「増額分」「不足分」「過去分」と様々な同居できない内容の側面を持っています。「将来分」将来の事故に備えた積立金的なもの幾ら積立てるのか。「現在分」交付金13.5兆円(国庫納付)の返済原資。「増額分」2.5兆円(新電力負担0.24兆円)。「備え不足分」原賠法補償金1200億円の不足分21.4兆円。「過去分」3.8兆円、不足分との関係および保険金か、保険料か不明(新電力負担0.24兆円)。これらの関係性とその金額、負担と「託送料金」での回収対象を説明してください。</p>	<p>賠償については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約7.9兆円と見込んだものです。東京電力は、機構法に基づき、交付国債を原資とした機構を通じた資金交付により、迅速かつ適切な賠償の実施を確保しているところです。  福島原発事故後に、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一般負担金を機構に納付しています。  原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは、福島原発事故前から確保しておくべきものでありましたが、電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、不足していた賠償への備えを3.8兆円と算出いたしました。  今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたもので、その金額の上限を2.4兆円としており、新電力のシェアに応じて負担額が決まり、1割と仮定した場合0.24兆円となります。</p>
152	<p>福島原発事故に伴う賠償金や廃炉負担について、もはや電力会社が手に負えないほどになっていることは承知しています。しかし、だからと言って託送料金に転嫁することは全く当たらないことだと思います。電力自由化によって原子力に頼らない電力を選択肢として選べるようになったことは遅ればせながらよかったです。なのにそこになぜ一電力会社の負担金が義務として転嫁されるのでしょうか？東電は株式会社です。株主配当も行われています。そもそも事故の責任は電力会社にかかるべきです。それができないのであれば、もはや株式会社の形式をとること自体おかしい話です。いろいろな理由で国営化するにはならないのかもしれませんが、それであれば負担金は税金としてちゃんと国会で議論され、透明化された中で国民から平等(もちろん平等＝一律ではありません)に請求されるべきです。  今回の改正案では国民がほとんど誰もわからないままに徴収される懸念が大きくあります。いろいろな意見の国民がおり、それでも廃炉費は膨らむ中でしょうがないと思われているのかもしれませんが、まずは、東電の責任をもっと明確化してからの話だと思います。そのうえで託送費の中に転嫁される件については違うと思いますので、強く反対いたします。</p>	<p>託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」を含めることが出来る制度となっております。  今回の賠償の不足分についても、福島復興を支えるという観点や、原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等を勘案し、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行法の下で措置できるものと考えております。  なお、税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しいという懸念があり、今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、託送料金での回収が適当と考えています。  また、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続の容認等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されており、一定の責任が果たされているものと認識しております。</p>

153	<p>そもそもこのような事態を招いているにもかかわらず、まだあくまでも原子力発電を押し進め、再稼働させているその姿勢そのものに意見を申し上げます。</p> <p>諸外国、特に先進国では福島原発事故以降、推進していた国々でさえ再生エネルギーへの転換にシフトしています。原発事故以降に原子力メーカーがインドへ原発を売りに行った報道がありましたが、インドに住んでいる弟に聞いたら、なぜ日本がそのような事故を経てさえも原発を売りに来ているのか、国内でも推進しているのか訳が分からないと現地の人も思っているとのことでした。恥ずかしい限りです。メーカーだけの問題ではなく、国の思惑も少なからず関係していると思うからです。核兵器縮小について賛成の声を上げなかったことも同じです。</p> <p>唯一の被爆国であり、チェルノブイリと同程度どころかそれ以上の被害に日々拡大している福島の問題を抱えながら、それでもまだ原発にしがみつく日本の国には希望が持てません。</p> <p>私は生まれ育ったこの国が好きです。いつまでもこの国に住み続けられるように、またこの国を誇りに思えるように、子どもたちが希望をもって暮らせるように、大変かもしれませんが、おかしいことはおかしいこととして、一つずつ解決していければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>	<p>痛ましい原発事故により、福島を始め多くの方々に多大な御迷惑をおかけし、復旧・復興はまだまだ道半ばである中、原発への様々な御意見があるのは、当然のことと考えます。</p> <p>政府としては、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、原子力への依存度をゼロにすることはできず、一定程度の原発は稼働させなければ、責任あるエネルギー政策を実行できないと考えております。このため、原発については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。</p> <p>この新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案して、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しています。</p>
154	<p>電気事業法施行規則改正(賠償負担金の額の承認)第45条の21-3の1項に関し、「原子力発電事業者は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物に係る原子力損害のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの」の後半は「原価として算定しなかった」もしくは「原価として予測算出の努力を怠った」とするのが正確と考えます。</p> <p>同条21-3の3項その1, 2, 3全ての末尾「適正かつ明確に定められていること。」とありますが、各々その前段に「合計額・見込額・契約に照らし、」とあるだけで、適正と判断する根拠が明らかにされていません。このままでは判断が恣意的になされる虞があると考えます。</p>	<p>これまで、事業者が原子力損害賠償法に基づく賠償措置を超える備えを規制料金の下で回収し、自ら資金を確保する自由が制度上認められていなかったことから、今般、賠償への備えの不足分を賠償負担金として託送回収の仕組みを利用して回収することといたしました。こうした制度上の制約により料金回収ができなかったため、「算定することができなかったもの」と規定することが適切であると考えています。</p> <p>第四十五条の二十一の三第三項の承認審査は、同項第一号から第三号までに規定する基準に照らして行うものであり、その基準は十分に具体的なものと考えております。</p>
155	<p>託送料金に「原発事故賠償・廃炉費用」を上乗せすることに反対です。</p> <p>なぜなら、「原発事故賠償・廃炉費用」は本来原子力事業者が負うべきコストであり、とりわけ原発事故を起こした当事者が負担すべきものです。原発は事業者が誰よりも「過酷事故」が起こるものと承知しているはずで、そのための蓄えが電力会社にあるべきで、またあるはずで、</p>	<p>今回の議論は、福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かという議論を行ったものです。政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>その上で、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えいくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
156	<p>今回(昨年4月より)「電力小売り全面自由化」が始まり、しかも「バリ協定」が発効し、世界が脱炭素に舵を切り、再生可能エネルギーによって経済的な利益を得ようとしています。最近のニュースでは、再エネ大国となった中国が、スペインのやり方に興味を示していると報じています。</p> <p>日本は大きな島国です。デンマークの「ロラン島」や「サムソ島」のように風力発電(日本は浮体式風力発電)による自然エネルギー自給率100%の国になることも夢ではないと思います。</p> <p>そんな可能性があるのに、始まったばかりの「再生可能エネルギー事業者」を萎ませてしまうような「託送料金に原発費用を上乗せする」ことは世界の潮流に逆らい日本経済が後れを取るのではないかと危惧しています。</p> <p>今や原発は斜陽産業です。日本の誇るべき「東芝」が破たんしたのは、それを具現しているようにしか思われません。国が経済を最優先するなら、再生可能エネルギーにシフトすべきです。いち早く世界の、この流れに乗ることが国益にかなうものと考えます。以上の理由から、託送料を安くすることはあっても「上乗せしない」ことを強く望みます。</p>	<p>今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものです。</p> <p>また、資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p>
157	<p>東電の怠慢と不注意で起きた事故に対して、すでに原子力損害賠償・廃炉等支援機構が設立され、交付金など多額の是金が費やされています。しかし東電は、事故前からの放漫経営を一向に改めず、被害者である国民に負担を強いて、この上又も、託送料金から賠償費用を担わせようとしています。東電がいかに余裕があるかの一例として、8月25-26日に東京ビッグサイトで開催されたジャパン建材フェアに、東電は大規模ブースを出展していました。出展には、出展料、ブースの設備費、人件費など多額の費用が掛かります。また東電は、新潟でCMまで流すほど、資金に余裕があります。</p> <p>このように東電がPRIに費やす資金があるなら、まず第一に税金から受け取った交付金を返還すべきですし、託送料金から賠償費用を受け取るなど、もつてのほかです。福島第一原発事故の賠償・事故処理は、東電が責任を負うべきもので、電力利用者や国民が負担するものではありません。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応することが大原則であり、国としても、福島の復興を支えるという観点から政府として必要な制度措置を講じていくこととしております。その上で、賠償資金につきましては、事故当時の2011年に原賠機構法による備えがなかったことにより賠償への備えの不足が生じてしまったことは政府として真摯に反省すべきと考えており、福島の復興を支えるという観点から、また、当時原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から「公平に回収」させていただきたいと考えております。</p> <p>また、福島第一原発の廃炉に要する資金につきましては、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金の大半を確保することとされており、国としても、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を改正し、東電に対し廃炉に係る資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課したところです。</p> <p>なお、東京電力はこれまで、計画を上回る水準の経営合理化を達成してきているほか、今後も本年5月に認定された「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」に基づき、グループ一丸となって福島への責任を貫徹することとしています。</p>

158	<p>もしまた大きな地震が原発を襲えば、また原発の過酷事故が発生する。福島原発事故よりも深刻な事態となり、日本に人が住めなくなるかもしれない。</p>	<p>原発については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。 この新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案して、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しています。</p>
159	<p>新しい規制基準は、今ある原発が再稼働可能な範囲でしか安全対策を行っておらず、基準地震動の大きさも既存の施設に合わせているだけ、本質的に耐震性を向上させたものではない。想定した以上の地震にみまわれれば、必ず原発は事故を起す。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。 福島第一原発事故の原因については、国会や政府等に設置された事故調査委員会によって報告書が取りまとめられており、その中で、事故の原因として、自然災害の想定・対策や、炉心の溶融等の重大事故への対策など、万が一の備え・対応が不足していたこと等が主に指摘されております。この報告書の指摘も踏まえつつ、IAEAや諸外国の規制基準も確認し、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案し、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準を策定、導入しております。 この新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案して、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しています。</p>
160	<p>福島原発事故が仮に21.5兆円の費用だとする。(本当は数百兆円のオーダーだろう) 将来の原発事故に備えて、原発事業者にあらかじめ保険をかせさせるべきである。一般負担金1600億円の何十年分に相当するの。8兆円の賠償費ですら50年分である。 民間の損害保険で22兆円の保険をかければ、原発の経済性など吹き飛ぶだろう。受ける保険会社もいないだろう。</p>	<p>現在、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが議論されているものと承知しています。</p>
161	<p>一般に発電所の外部コストを市場取引に戻す手法としては、1. 原因者(=発電所の所有者)に負担させる 2. 受益者(=小売事業者=電力消費者)に負担させる 3. 税として国民から徴集する などの方法が考えられる。 事故を起こして第三者に被害を及ぼした設備の賠償は、汚染者負担の原則(PPP: Polluters Pay Principle)に則るのが最もフェアな方法である。汚染者負担の原則は、環境問題や公害訴訟などで多く取り入れられている考え方であり、経済開発協力機構(OECD)や日本の公害対策基本法などでも謳われているものである。福島第一原発の事故については、本来遵守すべきこの汚染者負担の原則が、日本経済への影響やこれまでの国策などの理由から、早々に見送られてしまっており、この「本来取るべきフェアな原則を曲げる」という行為が政府自らによって率先して行われようとしている。</p>	<p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。御指摘のとおり、福島原発事故に係る対応については、原賠法第三条の規定に基づき、事故を起こした東京電力が責任を持って対応することとなっております。その上で、今回の議論は、賠償への備えの不足分についての回収について、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者に公平に御負担いただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
162	<p>廃炉費用は「1. 原因者(=発電所の所有者)の負担」とするのが最も公平な費用負担の方法であり、もしそれが百歩譲って何らかの方法で難しいとしても、次善策は「2. 受益者の負担」では決してなく、「3. 税として徴集」が妥当である。なぜならば、受益者負担の場合は、費用負担の配分が世代を超え公平でないからである(今後将来、当該発電所からの受益を得た消費者が負担をせず、受益を得なかった消費者が負担を強いられる可能性がある)。ましてや託送料金に混ぜてしまうという考え方は、いわゆる新電力を含む小売事業者に直接課されることになり、2020年以降の発送電分離された電力産業において、発電と送電という異種産業間の料金体系に不正に介入し、一方から他方へ不合理に転嫁される形となる。このような料金回収の方法は、電力システム改革や発送電分離の理念からも乖離し、消費者に対してもフェアな方法ではなく、経済学的にも全く正当化されるものではない。 税として徴集する場合、税が電力消費に対して課されるとしたら結果的に徴税対象者と電力の受益者(=電力消費者)がほぼ同じになる可能性もあるが、両者は意味が全く異なる。税であることのメリットは、これまで国策として行ってきたことに一部誤りがありそれを修正した、ということを国民にはっきりと示すよい手段である(ゆえに国は無謬主義に拘泥すべきではない)。国民の間で不公平感や不満感は大いに残るだろうが、過去の政策に誤りがあったことを素直に認め、他によい手段がないので過去の負債を将来の国民が少しずつ平等に負担することをお認め下さい、と不人気政策ながらも正直に国民に説得することを、誰かが責任もって行わなければならない。本改正案はそのような国民に対する真摯な説得を回避するための隠れ蓑に使われている可能性すら疑われる。</p>	<p>税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しい、という懸念があります。 今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、具体的には、これまで原発が設置されてこなかった沖縄管内と、原発比率が高かった関西電力管内の差は決して無視できるものではありません。このため、エリアごとに異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。</p>

163	<p>2016年7月に河野太郎消費者担当大臣(当時)に答申された内閣府消費者委員会 公共料金等専門調査会 電力託送料金に関する調査会 報告書では「使用済燃料再処理等既発電費用、電源開発促進税等については、…(中略)…送配電のネットワークに要する費用と区別した形で、原価算定及び料金の明示を行うべきである」(p.9)と明記され、電源関係のコストや税と託送料金(ネットワークコスト)を区別することが明示的に提言されている。</p> <p><a href="http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/doc/20160726_takuso_houkoku.pdf">http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/doc/20160726_takuso_houkoku.pdf</a></p> <p>本改正案はその答申にを全面的に無視しているものであり、政府内の政策調和の観点からも正当性はない。同答申に基づき、本改正案は全面的に却下されるべきである。</p>	<p>消費者委員会において、託送料金は電気料金に転嫁され、最終的には消費者が負担することとなることから、料金の適正性、透明性及び納得性の確保が重要という趣旨に基づき、平成28年7月に「電力託送料金に関する調査会報告書」として消費者の目線から提言をいただきました。</p> <p>今般の措置は、自由化の進展する環境化においても、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、また、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施のため、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>その際には、消費者委員会の提言も踏まえ、閣議決定した福島復興指針において回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記し、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会のチェックを受け、毎月消費者に届けられる料金明細票等において明記するなどにより、「透明性」と「適正性」を確保いたします。加えて、消費者の負担増につながらないように、電力会社の送配電部門の合理化などにより、総じて料金値上げにならない形にしたいと考えており、答申を無視しているという御指摘はあたらないと考えています。</p>
164	<p>「過去分の請求」は「後出しジャンケン」であり非常識である。</p> <p>まず、「『過去分』に支払ったが、請求漏れがあり何年も後に請求する」、「支払った人から回収するのが現実的ではないため、電力消費者全体で支払う」という考え方は、資本主義や市場の原則に反する「後出しジャンケン」であり非常識である。しかも、「過去分」は比較的良好(委員会案では約40年間)に渡って託送料金から回収するとされているため、将来的には原子力発電で発電された電気を使用していない世帯に対して、使用してもいない料金が請求されることとなる。またこの省令改正直後においても、沖縄電力管内在住者であって2011年の原子力損害賠償機構法成立以降に他の電力会社へ転居した者、原子力損害賠償機構法成立以降に誕生した子供、原子力損害賠償機構法成立以降に来日した外国人なども、原子力発電の恩恵に預かっていないにも関わらず支払いの責務を負うこととなり、これも資本主義や市場の原則から大きく逸脱することとなる。よって今回の改正そのものを認めてはならない。</p>	<p>電気料金は総括原価方式の下で、料金の算定時点で現に発生している費用等、合理的に見積もられたもののみを原価に算入することを認めるという運用を行ってきました。このため、元来、合理的に算定できない時点では回収していなかったものも、費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価として算入するという考え方を採用しております。</p> <p>また、現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。こうした中で、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、消費者間の公平性をどのように確保するかということであり、これまでの規制料金の考え方も総合的に勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
165	<p>国民の損害賠償や廃炉等の費用負担をなし崩し的に拡大させる「アリの一穴」となる「過去分」についての議論は今回が最初ではなく、使用済燃料再処理等既発電費用に続いて2回目である。使用済燃料再処理等既発電費用の議論の際に託送料金で回収することが案として出され、PPS 側から反発があり「今回の小委員会では最後」にすると言う話で結審した。しかし、今回の「過去分」についても貫徹小委員会では「今回限り」「例外的措置」という発言があった。しかしながら、特定の電源を扱う特定の発電事業者の利害に関わる費用を、送配電事業のための公共性の高い託送料金で扱うべきではない。「使用済燃料再処理等既発電費用の先例」に重ねて、ふたたび今回も託送料金を都合良く使うならば、原子力損害賠償等の原子力事業に係る費用負担をなし崩し的に拡大させる「アリの一穴」となる。</p>	<p>使用済燃料再処理等既発電費について、当時の審議会報告は、自由化に伴う再処理費用に関する整理を完了する旨を述べているもので、今回の制度措置と矛盾するものではないと認識しております。その上で、原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、今回限りの措置であり、閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されております。</p>
166	<p>経済産業省は託送料金を「都合の良い特定財源」として濫用している</p> <p>加えて、家庭部門の託送料金は、消費者委員会の「電力託送料金に関する調査会報告書」にあるように、3~4割と国際的にも極めて高い水準で維持している。そうした指摘がある中で、この「過去分」を託送料金で回収することを決定しようとしている。すでに託送料金原価に参入されている使用済燃料再処理等既発電費用、電源開発促進税等さえ、消費者委員会の報告書では透明性の確保と消費者への周知を徹底するように指摘されているが、それ以上の問題点は、明らかに経済産業省は、国会審議を避けることができる託送料金を「都合の良い特定財源」として濫用していることである。</p> <p>もし仮に止むを得ず「過去分」なる考え方を認めざるを得ないとしても、税負担等による託送料金以外の手段を再度検討すべきである。今回の「過去分」の託送料金回収には今回のように省令改正のみで原価参入が可能であり、透明性の確保と費用増大の回避に大きな問題がある。他方で税方式の場合は、国の予算措置であるため少なくとも国会での審議が必要であり、国民の目に晒されることとなる。今回の「過去分」が託送料金回収という手段であるとすれば、透明性の確保の問題以外にも、国会審議の必要のない省令改正という安易で都合のいい徴収方法を採用したいとの意図があると見ざるを得ない。今回の託送料金による回収が、透明性も消費者への周知も国会のチェックもない「見えない税金」に他ならない。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。</p> <p>また、税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しい、という懸念があります。</p> <p>今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、具体的には、これまで原発が設置されてこなかった沖縄管内と、原発比率が高かった関西電力管内の差は決して無視できるものではありません。このため、エリアごとに異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。</p>
167	<p>そもそも論に立ち返り、責任者が相応の責任を負い、国民負担の最小化を上で再出発することが必要であるそもそも問題の原点は、本来、破たんさせるべきであった東京電力の破たんを回避した2011年に遡る。これは、当時の民主党政権による歴史的な過誤であるとはいえ、国家的な未曾有の危機の大混乱の中で、松永和夫経産省事務次官(当時)と勝俣恒久東京電力会長(当時)が東電破たん回避の「密約」を交わし、しかも国家的な未曾有の危機の中でありながら首直人政權(当時)が退陣に詰め寄られていたという状況の中では、当時の「誤った判断」は1万歩譲って目をつぶらざるを得ないかもしれない。しかし、現在は違う。東京電力を破たんさせても、停電がおきることなく、東京電力福島第一原発事故の処理を進める体制も維持することは問題なくできる。むしろ、この「過去の過ち」を固着し拡大することで、福島第一原発事故の処理はますます見通しが立たない上に、日本の電力市場の方も現状の「東京電力」という歪んだ存在によって、未来永劫、歪んだままとすることは避けられない。東京電力は、本来、電力自由化市場でフェアに競争すべきだが、実態は国の資金(交付国債等)という「生命維持装置」を付けられており、けっして倒産せず、国今の構造のままでは東京電力を破たんさせることもできない。このままでは、今後、事故処理や損害賠償費用などがいくら膨れあがっても、交付国債や託送料金でそれを充当することができるため、今の構造のままでは、今後、過去の過ちが未来に向けてますます大きな歪みとなることは避けられない。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>

168	<p>原発の発電コストは高いと認めるべき これまで、原発は安いと喧伝されてきた。しかしながら、一度起きれば事故処理費用と除染費用、賠償費用が発生するとともに、社会的コストも見逃すことができないほどのものとなる。さらに今回の「過去分」のように、本来必要だった費用が後から生じるといふ事態も横行している。福島第一原発の事故処理費用と除染費用、賠償費用の総額に関しても、政府試算では21.5兆円と言われているが、日本経済研究センターのレポート[8]では50～70兆円と試算されている。政府試算においても「蓋然性のある費用」として算出した金額が21.5兆円なのであって、原発の事故処理関連費用の上振れは避けられない。事故処理関連費用が上振れた場合、今回のようにまた新たな制度的な担保が検討される可能性があり、こうしたことは認められるべきではない。</p>	<p>各電源の発電コストについては、平成27年5月に総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告において試算を行っており、この中で、原子力発電の発電コストについては10.1円/kWh以上と試算しております。 この原子力発電の発電コストは、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各費目を算入したものです。 福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。</p>
169	<p>まずは発電事業者である東京電力が最大限の負担をするべきです。『東京電力は1Fの廃炉費用を原則、負担する』となっていますが、(汚染者負担原則に沿って負担すべき)除染費用は国(民)の負担と聞き及んでいます。最大限の負担がされて尚、どうしても不足する分については、福島と東日本の復興のために、国民的課題として皆でどうするかを議論しなければなりません、順番を間違えています。</p> <p>「事故は起こらない(安全神話)」という想定で旧一般電気事業者は経営し、原子力発電を運転してきた訳ですから、賠償金が相当に不足するのは当然です。「総括原価方式による料金規制の下では、将来的な費用増大リスクを見込んだ自由な価格設定を行なうことはできず…」※平成29年2月『中間とりまとめ』と総括原価方式が賠償金額の積み立ての障害であったかのように述べられています。しかし、その一方で、旧一般電気事業者は、予め利潤が保障された総括原価方式のもとで十分な利益を得、資産を増やしてきました(特に賠償金発生理由となっている原子力発電所は建設費用が莫大で資産を増やすことにとっても貢献していると考えられます)。従って『過去分』を負担すべきは、国民(需要家)ではなく、低廉な原子力発電の電気得利益を得、資産を増やしてきた旧一般電気事業者です。『過去分』の利益・資産で賠償金負担をするべきと考えます。廃炉円滑化負担金の回収についても同様の意見です。</p>	<p>除染特措法に基づき現在計画されている除染・中間貯蔵施設費用は、東京電力に求償され、将来的に、除染費用は東京電力株の売却益で賄うことになっておりますが、そのためには、東京電力自身が、改革をしっかりと進め、企業価値を上げることが必要です。 電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。また、廃炉円滑化負担金については、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施のため、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置が必要と考えております。</p>
170	<p>経産省の松村委員が「事実上税金に代わるもの」と新聞のインタビューで答えられたように「事実上の税金」であるならば、経済産業省令だけで決めるようなことで無いと考えます。諸々を解りやすいように丁寧に情報公開した上で、国会において徹底的に議論されるべきです。国会で議論されぬまま、そして、国民が知らないまま省令化された後に「個々の需要家が自らの負担を明確に認識できるよう、指針等を通じ、小売電気事業者に対し、需要家の負担の内容を料金明細票等に明記することを求めているべきである。」※平成29年2月『中間とりまとめ』というような、あまりにも主権を民を蔑ろにした決め方に到底、納得できるものではありません。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。 今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
171	<p>事故炉の廃炉費用と通常の廃炉費用を同じ法律に括るのはおかしいです。各電力会社の電源比率も違うのに、使用電力量(kWh)で計算するのもおかしいです。</p>	<p>事故炉の廃炉については、今般、事故事業者に対し廃炉に要する資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立させる義務を課すこと等を内容とする原賠機構法の改正を行っており、通常の廃炉作業に要する費用等については、電気事業法及び関係省令で規定しております。 また、原子力特定資産や廃止関連仮勘定は、使用電力量で算定されるものではありません。</p>
172	<p>「託送料金」で一般負担金と廃炉等費用を回収することは総括原価方式に反する。「託送料金は送配電事業に係る費用を回収する」という原則があり、発電費用を参入することはできない。まして損害賠償金と廃炉等費用は本来は損金処理をするべきものであって費用参入するべきではない。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。 今回の措置についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
173	<p>電力自由化の前提は大電力会社の独占を解消しなければならない。特に発送分離の分社化は発電部門、送配電部門、小売り部門の完全の分離が電力の自由競争を担保するものとなる。特に各電力会社の送配電部門の統合は不可避であるから、送配電部門の独立性があることは電力の自由化における自由競争と公平性を担保する。 それを今回のように原子力事業者の発電費用あるいは損失金を、送配電部門で全電力事業者や全電力消費者に負担させることや回収することは原発発電という特定発電コストを安価にし、原子力事業者を優遇することになり、「こうへいな自由競争」とは言えない。これは私たちの原発の発電する電気を拒否する電力消費者の「発電源選択の自由」を奪うこととなります。</p>	<p>発電コストは、各発電部門毎に要する費用を下に算定するため、託送料金の仕組みを活用した今般の措置を講じたからといって、発電コストに差が生じるものではないと認識しております。 なお、託送料金は、電源の種類とは関係なく支払いが求められるものであり、また、託送料金に含まれる費用の内容が、需要家による電源選択の自由を妨げるものではないと考えております。</p>

174	<p>対象となる「賠償金」とは何か 第45条の21の2「賠償負担金の回収等」について、対象となる「賠償金」とは何かを予め明確にすべき 条文には『一般送配電事業者は、当該通知に従い、賠償負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。』第2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の四第一項の通知に従い、各原子力発電事業者ごとに賠償負担金相当金を払い渡さなければならない。』との規定がある。この条文には「東京電力」とは一言も書かれていないから、今後生ずる原発事故については、原賠法に基づく保険金の支払額があってもなくても賠償金を送電事業者を通じて消費者から「回収」できることになってしまふ。このような想定は、そもそも東電改革や電力システム改革の議論でも確認されていないはずである。条文の書き方に大きな問題があると言わなければならない。原発事故が起こる度に、オートマチックに損害賠償金を消費者から取れるとしたら、重大なモラルハザード(倫理の欠如)を引き起こすことになる。百歩譲って、このような性格の資金を未来に渡り負担させることを求める法令を制定するためには、あらかじめ起こりえる事故の規模と必要となる損害賠償金額が予想できなければならない。その程度や規模が、社会システム上許容できる範囲であるかどうか、慎重かつ広範な国民的議論を行って決めるべきものである。東京電力福島第一原発事故では、今日までに巨額の負担が様々な形を経て既に消費者に負担させられている。今後発生しうる原子力災害は、福島第一原発事故の規模を遙かに超えることもあり得る。その際に青天井で国民に負担を認める法令を作ることなど認めることは出来ない。</p>	<p>原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、今回限りの措置です。閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されております。</p>
175	<p>「回収」では資金の性格を誤魔化すことになる 法令では賠償金相当額を徴収して原子力事業者に譲渡することを「賠償負担金の回収等」とされていることには大きな問題がある。この賠償金の性格は、明らかに原子力事業者として負担または用意すべき原子力発電事業に掛かる必要経費だ。その経費を怠った東京電力に対して支払う金額は、資産譲渡になり、法人税の課税対象になるべきものである。すなわち「回収」とは本来「徴収」であり、「払い渡し」は「譲渡」である。これらについては、財産譲渡と同じ性格であるはずだから、譲渡を受ける事業者については「法人税課税」の課税所得金額に含めるべきである。</p>	<p>一般送配電事業者は、原子力発電事業者に払い渡すために賠償負担金を託送料金に算入し、接続供給により回収するものであり、「回収」という用語を用いることは適切であると考えています。 また、「賠償負担金」は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとする資金のことであり、原子力発電事業者が一般送配電事業者から実際に払い渡された「賠償負担金相当金」は、原子力発電事業者にとって経費ではなく収益(賠償負担金相当収益)となります。このため、原子力発電事業者が一般送配電事業者から払い渡された賠償負担金相当金は、原子力発電事業者の収益であるため、法人税の課税所得に含まれるものと認識しています。</p>
176	<p>第四十五条の二十一の三「賠償負担金の額の承認」について、オートマチックな承認行為をしてはならない 条文は『原子力発電事業を営む原子力発電事業者は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物に係る原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。』と規定している。一見すると国の認可が下りなければ「回収」出来ない規定のように見えるが、実際のところは電力会社の保有する原発が運転できている限り、認可されないことはあり得ない規定振りである。つまり、この条文の規定には国による何の規制も掛かっていないに等しい。条文を制定する意義がないのである。第二項には『五年間に回収しようとする賠償負担金の額が、賠償負担金の総額及び第一項の承認を受けた賠償負担金の額に係る回収見込額に照らし、適正かつ明確に定められていること。』などと規定している。逆に問いたいのが、適正かつ明確ではない場合とは、いったいどんな場合を想定しているのか。このような無意味な規定ではなく、原子力事業者が賠償金を請求することが正しいことなのかどうか、事故発生時ごとに第三者機関で審査を行うことの方がよほど実効性があるから、そのような方式にすべきである。</p>	<p>承認申請の内容の根拠が不明瞭な場合は、適正かつ明確に定めているとは判断できず、承認されません。 したがって、御指摘のように「無意味な規定」には該当しないと考えています。</p>
177	<p>情報は公開しなければならない 第四十五条の二十一の四「各一般送配電事業者が回収すべき賠償負担金の額等の通知」についてこの条文に規定した金額については、その全ての通知内容は官報に掲載して公示すべきである。個別の金額も含めて全ての情報が開示されなければ、その正当性を第三者が確認することも出来ない。情報公開は必須である。この条文に決定内容について公示すべきことを明記することが必要である。</p>	<p>賠償負担金の額等について通知を受けた一般送配電事業者が託送料金を値上げする場合には、電力・ガス取引監視等委員会等の意見を聴くとともに、認可申請書に添付する資料を経済産業省のホームページに掲載し、託送料金の原価に盛り込まれる賠償負担金相当金の金額についても公表する方針です。 こうした措置を講じることで、託送料金が値上がりする場合であっても、公正で透明な手続の中で、託送料金の認可を判断したいと考えています。</p>

178	<p>廃炉費用の転嫁に反対 第四十五条の二十一の五「廃炉円滑化負担金の回収等」について 条文は『一般送配電事業者は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならない。』『2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の七第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者ごとに廃炉円滑化負担金相当金を払い渡さなければならない。』と規定している。「廃炉円滑化負担金」とは何か。規定がないと廃炉が円滑に進まないとする根拠は一体何処にあるのか。まず、原子力発電設備は原子力事業者が自らの電力事業に供するために自らが資金を投じて建設し、運営しているものであり、それに対して国は立地自治体等への交付金を「電源三法」により徴収し、それを原資に交付しているように、極めて高い公共性をもっている。これらが早期廃炉になるからと言って、なぜ更なる支援をしなければならないのか、全く理解できない。このことは、他の電力設備を運用する電力会社に対して差別的処遇となる。早期に廃止をしなければならない設備を再生可能エネルギーについて行っても、何ら保証はない。再生可能エネルギーを全量買い取る義務を一般電気事業者に課しているその費用は電力料金の徴収時に別途回収しているのだから、一般電気事業者は負担をしていない。そのうえ原発の廃炉費用まで負担しなくても良いとしたら、原子力事業者には何のリスクもないこととなる。廃炉費用は、原子力事業者が自ら支出すべきものであり、他に転嫁してはならないものである。廃炉費用については早期廃炉をすればするほど、国民負担が増加する仕組みになる。早期廃炉の中には設備の欠陥や立地不適当となるような原因で廃炉になるものもある。廃炉積立金不足のならば、密封管理を長期に行いつつ、遅延廃炉の方法で必要な額を確保するまで積み立てを続けられれば良いだけである。安全管理のための費用は発電費用に参入できることにすれば、過重な負担にはならない。これまで原発で巨額の利益を上げてきたうえに、理由も問わず使用できなくなった設備のために新たな賦課金の回収を義務づける規定は撤回すべきだ。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。 一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。 したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。 なお、廃炉円滑化負担金とは、第四十五条の二十一の五第一項に規定されており、第四十五条の二十一の六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいいます。</p>
179	<p>行政の公平の原則からも「廃炉円滑化負担金」は認められない 第四十五条の二十一の六「廃炉円滑化負担金の額の承認」について 『原子力発電工物の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。』と規定しているが、その内容は単に廃炉に要する費用の明細を計上させているに過ぎない。廃炉に至る経過、その責任の所在等は何も問われないため、早期廃炉原発は自動的にこの資金を求めて申請をすれば、経産大臣により自動的に認可される仕組みとなっている。これは行政制度上の義務的負担金の性格を有している。しかしながら、このような性格の賦課金を制定し徴収するためには、高い公共性と他に代替の出来ない唯一無二の制度であることを示さなければならない。しかしながら、電力システム改革や東電1F委員会のいずれの議論でも、疑問を呈する委員の発言があったり、明確に反対を表明する意見がパブリックコメントで多数寄せられるなど、到底納得の得られる制度ではない。このような制度を国会での審議・議決を経ず、巨額の経済的負担を原子力発電事業者以外に転嫁させようとするのは、到底認められない「ゆがめられた行政」と言わなければならない。</p>	<p>自由化による競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることになれば、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、エネルギー政策の基本方針である原発依存度の低減が進まない懸念があります。 こうした懸念を踏まえ、残存簿価の減損分など、廃炉に伴って一括して生じる費用を分割して計上する廃炉会計制度を既に措置していますが、本制度は規制料金により費用が着実に回収されることを前提としたものであり、自由化の進展に伴って、小売の規制料金が撤廃された場合には、制度が成り立たなくなります。 原発依存度の低減を達成するためには、本制度を継続させる必要があることから、2020年にも小売規制料金が撤廃されることを見据え、今回、本制度の維持に必要な費用(廃炉円滑化負担金)を託送料金の仕組みを利用して回収することといたしました。</p>
180	<p>情報公開を求める 第四十五条の二十一の七「各一般送配電事業者が回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知」について このような規定を設けるよりも、全ての申請書類は決定する前に官報に公示して情報を公開すると共に、第三者委員会において調査審議を行うべきである。</p>	<p>廃炉円滑化負担金の額等について通知を受けた一般送配電事業者が託送料金を値上げする場合には、電力・ガス取引監視等委員会等の意見を聴くとともに、認可申請書に添付する資料を経済産業省のホームページに掲載し、託送料金の原価に盛り込まれる廃炉円滑化負担金相当金の金額についても公表する方針です。 こうした措置を講ずることで、託送料金が値上がりする場合であっても、公正で透明な手続の中で、託送料金の認可を判断したいと考えています。</p>
181	<p>本改正案において、賠償負担金の回収は、一般送配電事業者の義務とされているが、罰則は見当たらない。賠償負担金を接続供給の相手方から回収せず、払い渡さなかった場合、また、同相手方から回収はしたものの払い渡さなかった場合は、当該一般送配電事業者は何らかのペナルティを受けるのか否か具体的に説明するよう求める。 また、接続供給の相手方が賠償負担金分の支払いを拒否した場合、当該相手方にはどのようなペナルティが課されるのか否か具体的に説明するよう求める。</p>	<p>一般送配電事業者が賠償負担金を接続供給の相手方から回収しなかったり、又は賠償負担金相当金を払い渡さなかった場合には、電気事業法に基づく業務改善命令を検討します。 接続供給の相手方が賠償負担金分の支払いを拒否した場合には、一般送配電事業者が託送供給等約款に基づき対応を判断するものと考えています。</p>
182	<p>本改正案第45条の21の3で「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金で会って、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったものを」とあるが、電気料金の認可権限を持ち、その審査を行う経済産業省が、原子力損害のために原価として算定させるべきであったのにこれをしなかった政策的な誤りであるので、ここでいういわゆる過去分というものがあるとするならば、経済産業省が政策の誤りを謝罪し、税金で拠出するしかないものと思われる。過去分をこれから利用される電気の託送料金で取るという理屈づけを用いるのは、モラルハザードを招くものであり、消費者保護法制の観点から絶対に避けるべきである。</p>	<p>税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しい、という懸念があります。 今回の措置は、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、具体的には、これまで原発が設置されてこなかった沖縄管内と、原発比率が高かった関西電力管内の差は決して無視できるものではありません。このため、エリアごとに異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。</p>

183	<p>本改正案は、電気の利用者にもれなく東京電力が負担すべき事故費用を負担させる内容であるが、そのような義務を課す重大な改正であるにもかかわらず、公聴会が行われぬのはなぜか？通常の電気料金の値上げの際には消費者庁、経産省が公聴会を開いている。本来、値下げすべき託送料金を据え置くという消費者に不利益な改正であるのだから、本改正を行う前に、全国各地で公聴会を必ず実施するよう強く求める。</p>	<p>行政手続法では、命令等を定めようとする場合に広く一般の意見を求めなければならない旨が定められており、今般の省令改正に伴い、パブリックコメントを実施しております。</p> <p>なお、電気事業法では、特定小売供給約款その他の供給条件に関し、経済産業大臣の認可を受ける等の場合に公聴会の開催が義務づけられており、今後も法に則って適切に対処してまいります。</p>
184	<p>原発のコストが安いとする計算は、原発の稼働率が80%という想定で行われているそうであるが、廃炉費用の引き当ては稼働率が76%で計算しながらも、それが達成できずに引き当て不足を招いており、既に分割して計上できるように廃炉会計制度が改められたものである。全く非現実的な高い稼働率で原発のコストを計算して安いと説明しながら、一方で、実は稼働率が低いから廃炉の費用が備えられないとして託送料に転嫁するなどという全く不合理なしくみを認めることは到底できない。しかも、既に廃炉を決定し作業に着手している中部電力浜岡原発1、2号機は特別損失を計上して廃炉を進めてきたが、同社は破綻することもなく、電気料金が他社に比べて大きく値上がりすることもなく堅実に経営を行っている。なぜ、他社での原発廃炉が中部電力のようにできないのか。経営の失策であれば相応の責任を取らなければならないので、まずはそれを明らかにすべきである。また、規制料金の下、原発の廃炉費用の引き当て不足を承知しながら放置し、原発のコストは安いかのように見せかけてきた国の責任も重大である。国と事業者が責任を明確にしない限り、過酷事故を起こしていない原発の廃炉費用の託送料転嫁は決して認められない。</p>	<p>現在、通常の廃炉作業に要する費用は、原子力発電施設解体引当金省令に基づき原子力事業者が一定の期間で積み立てることとなっております。他方、自由化により競争が進展した環境下において、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることになれば、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来す懸念があり、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して託送料金の仕組みを活用することとしております。</p>
185	<p>未だ原子力損害賠償法の改正は進んでいないが、現行の1,200億円では到底過酷事故の費用としては足りないことは明白であり、また、現在、原子力事業者が原賠機構に納める負担金も東京電力の事故費用に使われ、将来、新たに何十兆円も要する原発事故が起きた際の備えとしては間に合っていない。そのため、これから将来起こる原発事故に要する費用も託送料金で取ろうと考えているのではないかと疑念が生じる。本改正案により託送料金によって徴収する負担金に上限があるというのであれば、その額を具体的に法律上に明記すべきである。閣議決定や省令では信用できない。</p>	<p>現在、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが議論されているものと承知しています。</p> <p>原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、今回限りの措置です。閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されております。また、今回、全ての消費者から公平に回収する総額を算定するに当たって、主に2010年度以前の原子力発電所の累積の設備容量を用い、設備容量当たりの単価をかけることで算定しています。単価については2015年度の設備容量及び一般負担金の額から求められていること、設備容量は過去の実績であることから、今後の状況変化が生じたとしても、これらの条件が変わることはないため、上限に変動が生じるものではないと考えています。</p>
186	<p>原発はトータルで見るとエネルギーを生み出していないと思われ指摘されている。原発のEROIはマイナス16という計算がある。生み出すエネルギーの16倍の投入エネルギーが必要というもの。よって原発は推進すればするほど経済に悪影響があるということ。</p> <p>日本は原発を即時停止し廃炉にしておくべきであり、すでにピークオイルは過ぎているのでできるかぎり早く再生可能エネルギー100%を目指さないと廃炉に使うエネルギーさえ捻出できないという事になる。原発さえなければ生き延びることができたのに、減ることになりかねない。外国の人のほうが、日本の状況をよく理解していて、日本が先進国の中で最初に中世に戻る国となるだろう。日本は炭鉱のカナリアかもしれない。最近読んだブログに書かれていた。目を覚まさないとなすいのではないですか？</p>	<p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。</p> <p>政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p> <p>いずれにしても、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p> <p>また、エネルギー基本計画において原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有している、と位置付けています。</p>
187	<p>電気事業法施行規則改正案において新設された内容(新旧対照表3～10ページ)について、原子力発電事業者の責任である原発事故の賠償負担金と廃炉円滑化負担金を、一般送配電事業者から託送料金として、今後ほぼ無制限に回収できる仕組みを制定することには反対である。この改正案は、福島原発事故において国および原子力発電事業者の当事者意識や責任感のなさが批判された後「改善を行う」と言った原子力発電事業者に対して、責任を持って安全対策を考えなくてもなんとかなるのだという非常に悪い意識を与える危険性がある。国が進めている原子力に対する安全文化の涵養という指針とも相反する方向の制度設計である。</p>	<p>全面自由化に伴って回収が困難になる賠償の備えの不足分の回収に託送の仕組みを利用するのは今回限りの措置であり、福島復興指針(2016年閣議決定)においても、上限を2.4兆円とすることを明記しております。</p> <p>また、廃炉円滑化負担金については、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、廃炉会計制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものであり、「ほぼ無制限に回収できる仕組み」とのご指摘には当たらないと考えております。</p>
188	<p>賠償負担金と廃炉円滑化負担金の回収費用について、原発を推進する立場である経済産業大臣の承認さえあればよいという制度は非常に問題である。実際の運用ではいくつかの組織での事前検討が行われるかもしれないが、現時点では全く記載がない。場合によっては国会での議論なども含めたより厳しい審査体制についての規定が記載されるべきである。または関連法規において記載してそれを引用する形でもよい。そうでない場合、見積もり費用の妥当性を厳しく審査できずに書類の形式的妥当性の監査だけになってしまうリスクが増大し、結果として原子力発電事業者の責任の監視能力が低下することが考えられる。</p>	<p>託送料金については、既に、電気事業法に基づく厳格な査定プロセスが措置されていますが、今般、新たな措置を講ずるにあたり、これに加えて、閣議決定した福島復興指針において回収する金額の上限を総額で2.4兆円と明記し、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会のチェックを受け、毎月消費者に届けられる料金明細票等において明記するなどにより、「透明性」と「適正性」を確保いたします。</p>

189	<p>電気事業会計規則改正案において新設された内容(新旧対照表11-14ページ)について、これまで関連法規に廃炉会計に関する何の規定もなかったとすれば、今回の記載を評価する。しかしながらこの規則では個々の原発で廃炉計画が立案された後の対応が書かれているのみである。福島原発事故において原子力行政の「事前想定準備」の大きな不足が指摘されたことから、また現存する原発全てで最終的には廃炉工程が存在することからも、国内の全原発の廃炉にかかる費用は事前に精査把握しておくべきである。</p> <p>そしてこれらの最大値に対して、国会での審議など、それら費用を負担する国民、国内企業に向けて開かれた場所での議論が可能な形に制度設計を行うべきである。これまでの原子力バックエンド費用の見積もりが全く想定が甘く現実的でなかったという事実とそれに対する国民の批判を踏まえて、国内全ての原発が廃炉になった場合の実際の費用についての事前調査と公開、議論の義務を、国および原子力発電事業者の両者に与えるべきであり、本規則または関連法規で規定して記載するべきである。今後の対応を期待する。</p>	<p>通常の原子力発電所における廃炉費用については、解体引当金省令等に基づいて、廃炉時に発生することが見込まれる廃棄物の量等を合理的に見積もった上で、個別の原子炉ごとに算定を行っており、弊庁審議会において見積額をお示しております。</p>
190	<p>第四十五条の二十一の二 賠償負担金をその接続供給の相手方から回収しなければならず、とありますが、相手側に賠償責任はないのではないですか？なぜ相手方が回収対象になるのですか？</p> <p>第四十五条の二十一の三 自ら備えておくべきであったものを、なぜ他の事業社に払わすような仕組みにするのですか？ まずは、これ以上の負担が増えぬよう、「原発を止める」と決定するのが先ではないのですか？その上で廃炉や賠償費用と明確な形で電気料金に入れるのが当たり前のやり方です。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>なお、政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p>
191	<p>第四十五条の二十一の五 接続供給の相手方から回収しなければならないとありますが、原発を持っていないところからも回収するのはおかしいです。原発を持っているところが負担するのが当たり前です。他の業者がその事業の後始末をする時にもこういった特典が付くとは思えません。電気料金として私も含めた原発の電気を使用している人々から回収すべきです。原発の電気は安価だと言っていますので、多少プラスしても問題ないのでは？問題があるとするれば、総括原価方式でジャブジャブ原発につき込んでいたであろう額や、税金をどのくらいつき込んでいたのか明らかにし、今後廃炉や、使用済み燃料の処分費用や、賠償費用にいくらかかるのか全国民に知らせ、原発を止めるので、これだけ負担してほしいと明らかにすべきです。</p>	<p>今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。</p>
192	<p>動いてもいない原発のために配電網を予約するようなことを止め、本線でしっかりと地産地消の再生可能エネルギーに対応するべきです。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
193	<p>2011年の東京電力福島第1原子力発電所の事故以降、世論は大きく「脱原発」に傾いています。こういった状況の中、原発の廃炉は当然歓迎されるものです。ただし、その廃炉費用を私たち国民(利用者)が、何故肩代わりしなければならないのでしょうか？前述の賠償負担金、同棒、廃炉費用も当然原発を建設・稼働させ、原発から利益を被っていた東京電力を始め大手電力会社が支払うべきものです。原発で発電した電力を利用しているだけで、国民(利用者)に負担させることに納得がいきません。そのメーカーの車に乗っているという理由だけで、メーカー所有の老朽化した工場の解体工事費を払わせられることに誰が同意できるでしょうか。あまりにも、常識からかけ離れた提案でしかありません。さらに、現在廃炉が予定されている原発は、全国に5原発で6基あります。そして、その廃炉費用はいったいいくら掛かるのでしょうか？「金額は決まっていけれど、あなた方に負担してもらいます！」どう考えても納得できません。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることに伴い、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p> <p>なお、廃炉の判断にともなって一括して生じる費用について、その規模は廃炉を判断する時点等の要因によって異なるため、予断をもってお示しすることは困難であると考えておりますが、解体引当金省令に基づく各炉ごとの解体引当金総見積額は、弊庁審議会においてお示しております。</p>
194	<p>「第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等」 廃炉が決定している原発があるが、実際の廃炉費用の試算が提出されていません。廃炉費用がどのくらい掛かるのか真実を明らかにしてください。</p>	<p>今般の措置は、原発依存の低減を進める観点から、廃炉の判断にともなって一括して生じる費用を対象とするものですが、その規模は、廃炉を判断する時点等の要因によって異なるため、予断をもってお示しすることは困難と考えております。ただし、解体引当金省令に基づく各炉ごとの解体引当金総見積額は、弊庁審議会においてお示しております。</p> <p>なお、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとする廃炉円滑化負担金の額は、経済産業大臣の承認を得ることとしております。</p>

195	<p>今回のパブリックコメントは、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令案等」についてであるが、本来「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」を国会に上程する前に意見を募集すべきであったと思う。しかし、「等」ということなので原発の損害賠償や廃炉について意見を述べる。</p> <p>福島第一原発の事故処理費用については、もともと11兆円としていた経済産業省が昨年11月に試算を22.6兆円と2倍以上に増額した。この額は今考えている金額であるが、メルトダウンした炉の状態がまだわかっていないので推測にすぎず、今後何十兆円必要かわからない状態である。その廃炉費等の管理を原子力損害賠償・廃炉等支援機構にさせようというのが今回の法改正とそれに伴う省令の改正である。</p> <p>ところが、その増額分があまりにも大きいと認識した経済産業省は、電気の託送料金への転嫁により廃炉費等を捻出しようとした。しかし、何故新電力まで原発の廃炉費を払わなければならないのか。「昔の電気料金に廃炉費等の分を載せるのを忘れていた」という議論はあり得ない。消費者は、昔の電気料金は高いと思いつつも納得して買っていたのである。昔の料金より高かったら買わなかったかもしれない。それをいまさら返してくれというのは筋が違う。新しく生まれた人は何故尻拭いをして払う必要があるのか、死んだ人からはどう取り戻すのか等ということになり、この方式はモラルハザードになる。したがって、託送料金に転嫁する方式の廃止と、これらに関連する法律の廃止を求める。</p>	<p>本パブリックコメントは「電気事業法施行規則」等に関して行ったものです。その上で、事故炉の廃炉については、今般、事故事業者に対し廃炉に要する資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てさせる義務を課すこと等を内容とする原賠・廃炉機構法の改正が行われ、今後、本制度に基づき廃炉に要する資金が積み立てられていくこととなります。具体的には、今後、東京電力は、グループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を捻出し、機構に積み立てていくこととしており、ご指摘のような措置を講ずることはしていません。</p>
196	<p>関西電力が今年の8月から、高浜原発の再稼働を理由に、電気料金を値下げしました。経済産業省でもHPで、原発が再稼働したから値下げできた」と喧伝しています。であれば、原発の発電費用に含められるべき廃炉費用を送配電費用で小売電気事業者から回収するのではなく、原発の発電費用の中に廃炉費用を含めて回収するのが本来あるべき姿だと思います。</p> <p>本来負担すべき費用を他に回して計上せず、いかにも原発の(トータルの)発電コストは安いと強弁する姿は、WH社の赤字を隠蔽して粉飾決算に走り、黒字と言いつけた結果、倒産の間際まで追い詰められている東芝の姿と重なります。今回のこのようなやり方が、10年後50年後を見据えて日本の経済をどのようにしていくかを考えていく経済産業省のやり方でしょうか。今回の省令改正は堂々と国会で議論することなく、過去の間違いを認めたくないための姑息なやり方です。</p>	<p>今回の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、措置の内容は、発電コストの多寡に影響を受けるものではないと考えています。</p>
197	<p>【『過去分』の請求という考え方】</p> <p>経産省は、「国民が事故対応費を負担しないまま、安い電気を使ってきた」として、「未払い分」の事故対応費を消費者に負担させようとしています。先ほども書いたようにどう考えてもこの考え方は成立しません。例えばあるマンションを購入する際、耐震上万全です、これこれしかの対策をとっています、と説明され、それでは供給して住み始めてから、このマンションはやはり耐震上問題があったので、耐震強化工事をします、ついてはプラス何百万円を追加で払って下さい、と一方的にとりたてられるようなものです。そんなことが成り立つでしょうか？建設会社や売り手の責任で直すのが筋というのではないのでしょうか？この「原発の事故対応費用の過去未払い分にさかのぼって消費者に精算させる」というのは、将来支払うべきものとの契約でも交わしたなら別で卵が、もうすでに使用してしまったものについて、現在または将来的にも「支払え」などという契約を電力会社と交わして電気を購入していませんし、大体散々「原発はこんなに安全です」と大手を振って宣伝しまくっていたものです。それにこれまでもすでに、消費者が支払った電気料金の中には、損害補償保険料、減価償却費、各種引当金などがあります。それは各電力会社が経営方針と経営計画に基づき算出したもので、必要であったとするなら、各電力会社がその時点できちんと算出すべき経費でした。それもせず漫然と「総括原価方式」に守られて経営をしてきた取締役の尻拭いを消費者に転嫁させるのはおかしいです。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く公平に回収するというのを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
198	<p>福島第一原発爆発事故の後処理対策を巡り、汚染水問題すら見通しが立たない状況があるだけでなく、一部自治体が避難解除されても元住民の不安は解消されておらず、未だ6万人に近い福島県民が県外避難を余儀なくされている現状を、国は重く受け止めるべきです。その上で、「原子力安全神話論」と「原子力コスト低減論」を明確に撤回し、原子力発電に頼らないエネルギー政策を直ち打ち出していただきたい。以上</p>	<p>痛ましい原発事故により、福島を始め多くの方々に多大な御迷惑をおかけし、復旧・復興はまだ道半ばである中、原発への様々な御意見があるのは、当然のことと考えます。</p> <p>原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。</p> <p>他方、資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。その際、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p> <p>一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力の発電コストは10.1円/kWh以上)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっております。福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。</p>